

第18号議案

久留米市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成27年3月30日

教育長 堤 正則

提案理由

福岡県公共図書館等協議会北筑後地区協議会を構成する市町村間での相互利用登録の開始に伴い、登録の申込みをできる者を改めるため、規則の一部を改正しようとするものである。

久留米市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

久留米市立図書館条例施行規則（平成17年久留米市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項に次の1号を加える。

(4) 福岡県公共図書館等協議会北筑後地区協議会を構成する市、町又は村に居住する者

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

久留米市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

新旧対照表

現行	改正後
<p>第5条</p> <p>2 前項の登録申込みができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学している者</p> <p>(2) 久留米広域市町村圏事務組合を構成する市又は町に居住する者</p> <p>(3) 久留米・鳥栖・小郡・基山三市一町図書館協力協議会を構成する市又は町に居住する者</p>	<p>第5条</p> <p>2 前項の登録申込みができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学している者</p> <p>(2) 久留米広域市町村圏事務組合を構成する市又は町に居住する者</p> <p>(3) 久留米・鳥栖・小郡・基山三市一町図書館協力協議会を構成する市又は町に居住する者</p> <p>(4) <u>福岡県公共図書館等協議会北筑後地区協議会を構成する市、町又は村に居住する者</u></p>

第19号議案

久留米市立小中学校等管理規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成27年3月30日

教育長 堤 正則

提案理由

地域学校協議会委員の選任方法を改めるため、規則の一部を改正しようとするものである。

久留米市立小中学校等管理規則の一部を改正する規則

久留米市立小中学校等管理規則（昭和32年久留米市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第14条の4第4項中「指定校の校長」の次に「及び校長が指名する教職員」を加える。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

久留米市小中学校等管理規則新旧対照表

現 行	改正後
<p style="text-align: center;">略</p> <p>(地域学校協議会)</p> <p>第14条の4 教育委員会は、地域学校協議会を設置する学校(以下「指定校」という。)を指定することができる。</p> <p>2 地域学校協議会委員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。</p> <p>3 地域学校協議会は、学校に対して、児童生徒の健全育成に向けて、地域等と協働した取組についての提言を行うことができる。</p> <p>4 地域学校協議会委員は、指定校の校長のほか、教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、校長の推薦により、教育委員会が任命又は委嘱する。</p> <p>5 地域学校協議会の運営等に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p> <p style="text-align: center;">略</p>	<p style="text-align: center;">略</p> <p>(地域学校協議会)</p> <p>第14条の4 教育委員会は、地域学校協議会を設置する学校(以下「指定校」という。)を指定することができる。</p> <p>2 地域学校協議会委員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。</p> <p>3 地域学校協議会は、学校に対して、児童生徒の健全育成に向けて、地域等と協働した取組についての提言を行うことができる。</p> <p>4 地域学校協議会委員は、指定校の校長及び校長が指名する教職員のほか、教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、校長の推薦により、教育委員会が任命又は委嘱する。</p> <p>5 地域学校協議会の運営等に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p> <p style="text-align: center;">略</p>

久留米市地域学校協議会運営等規程の一部改正について

1 改正の目的

地域学校協議会委員の選任方法等を改めるため、久留米市小中学校等管理規則の一部改正にあわせて、規程の一部を改正するもの。

2 改正の趣旨

- (1) 教職員から選任する委員については、小中学校等管理規則の改正により校長が指名することとするため、第4条第1項の規定中「第3号 指定校の教職員」を削る。
- (2) 第4条第1項第3号の廃止に伴う字句の整理のため、第4条第1項第4号中「前各号」を「前2号」に改める。
- (3) 校長及び教職員から選任する委員の任命・委嘱を5月1日とすることに伴い、任期の空白を作らないため、第4条第2項中「委員」を「前項に規定する委員」に、「その日が属する年度の末日まで」を「1年間」に改める。

3 久留米市地域学校協議会運営等規程新旧対照表

現 行	改正後
略	略
(委員)	(委員)
第4条 規則第14条の4第4項に規定する教育に関する理解及び識見を有するものは、次に掲げる者とする。	第4条 規則第14条の4第4項に規定する教育に関する理解及び識見を有するものは、次に掲げる者とする。
(1) 指定校の通学区域内の住民	(1) 指定校の通学区域内の住民
(2) 指定校に在籍する児童又は生徒の保護者	(2) 指定校に在籍する児童又は生徒の保護者
<u>(3) 指定校の教職員</u>	<u>(3) 前2号</u> に掲げるもののほか校長が
<u>(4) 前各号</u> に掲げるもののほか校長が必要と認めるもの	必要と認めるもの
2 <u>委員</u> の任期は、任命又は委嘱された日から <u>その日が属する年度の末日まで</u> とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。	2 <u>前項に規定する委員</u> の任期は、任命又は委嘱された日から <u>1年間</u> とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
3 委員は、再任されることができる。	3 委員は、再任されることができる。
略	略

4 経過措置

平成26年度末で任期満了となる委員のうち教職員以外の委員については、新たな委員が就任するまでの間その任にあたるものとする。

第20号議案

学校評議員の委嘱について

上記の議案を提出する。

平成27年3月30日

教育長 堤 正則

提案理由

学校評議員の任期満了に伴い、久留米市立小中学校等管理規則（昭和32年久留米市教育委員会規則第6号）第14条の3第3項及び久留米市立高等学校管理規則（昭和32年久留米市教育委員会規則第5号）第12条の2第3項の規定に基づき、特別支援学校1校、高等学校2校において、当該学校の校長の推薦により、学校評議員を委嘱しようとするものである。

学校評議員の委嘱について

久留米市立小中学校等管理規則（昭和32年久留米市教育委員会規則第6号）第14条の3第3項及び久留米市立高等学校管理規則（昭和32年久留米市教育委員会規則第5号）第12条の2第3項の規定に基づき、下記の者を、学校評議員に委嘱する。

記

学 校	氏 名	所属及び経歴	任期
久留米商業 高等学校	橋本 安彦	(株)日商保険コンサルティング 取締役会長 久留米商業高等学校同窓会会長	平成27年 4月1日 ～ 平成28年 3月31日
	金子 祐幸	南校区まちづくり協議会会長 南校区コミュニティセンター長	
	古賀 三貴	(有)ノーブル 代表取締役	
	石内 孔治	久留米大学商学部名誉教授	
	池田 久美子	久留米大学病院小児科血液腫瘍グループ親の会 「木曜会」代表、久留米商業高等学校卒業生	
南筑 高等学校	豊福 至	元PTA会長	
	由井 敏範	久留米大学商学部教授	
	角 栄子	(株)角養翠園 取締役専務 同窓会副会長、久留米高校元PTA副会長	
	緒方 徹	中小企業家同友会久留米副支部長 (有)緒方板金社長 久留米板金工業組合支部長	
	武部 眞雄	御井校区まちづくり振興会元会長 御井校区社会福祉協議会元会長	
久留米特別 支援学校	家村 明子	久留米大学医学部小児科医師 久留米市教育委員会すすく発達相談室・幼児教育研究所相談員	
	上野 勝旦	南校区人権啓発推進協議会会長 元久留米市立津福小学校長	
	古賀 俊彦	南校区津福自治会会長	
	瀬口 功	元PTA会長	
	遠江 規男	元福岡県立福岡高等学園校長、元福岡県教育委員会義務教育課指導主幹兼特別支援教育室長	
	野瀬 修	久留米市知的障害者更生施設「太陽の園」園長 大堰小学校元PTA会長	
	藤野 薫	久留米市手をつなぐ育成会事務局 南薫小学校通級指導教室「なんくん教室」元担当者	

学校評議員新旧対照表

学 校	旧名簿		新名簿	
	氏 名	所属及び経歴	氏 名	所属及び経歴
久留米商業高等学校	坂本 勝昭	(株)九州サッシ社長 久留米商業高等学校同窓会会長	※橋本 安彦	(株)日商保険コンサルティング 取締役会長 久留米商業高等学校同窓会会長
	金子 祐幸	南校区まちづくり協議会会長 南校区コミュニティセンター長	金子 祐幸	南校区まちづくり協議会会長 南校区コミュニティセンター長
	土井 雅明	自営業 食品小売	※古賀 三貴	(有)ノーブル 代表取締役
	石内 孔治	久留米大学商学部名誉教授	石内 孔治	久留米大学商学部名誉教授
	池田 久美子	久留米大学病院小児科血液腫瘍グループ親の会「木曜会」代表、久留米商業高等学校卒業生	池田 久美子	久留米大学病院小児科血液腫瘍グループ親の会「木曜会」代表、久留米商業高等学校卒業生
南筑高等学校	豊福 至	元PTA会長	豊福 至	元PTA会長
	由井 敏範	久留米大学商学部教授	由井 敏範	久留米大学商学部教授
	角 栄子	(株)角養翠園 取締役専務 同窓会副会長、久留米高校元PTA副会長	角 栄子	(株)角養翠園 取締役専務 同窓会副会長、久留米高校元PTA副会長
	緒方 徹	中小企業家同友会久留米副支部長 (有)緒方板金社長 久留米板金工業組合支部長	緒方 徹	中小企業家同友会久留米副支部長 (有)緒方板金社長 久留米板金工業組合支部長
	武部 眞雄	御井校区まちづくり振興会元会長 御井校区社会福祉協議会会長	武部 眞雄	御井校区まちづくり振興会元会長 御井校区社会福祉協議会元会長
久留米特別支援学校			※家村 明子	久留米大学医学部小児科医師 久留米市教育委員会すすく発達相談室・幼児教育研究所相談員
	上野 勝旦	南校区人権啓発推進協議会会長 元久留米市立津福小学校長	上野 勝旦	南校区人権啓発推進協議会会長 元久留米市立津福小学校長
	古賀 俊彦	南校区祭り実行委員会本部長	古賀 俊彦	南校区津福自治会会長
	瀬口 功	元PTA会長	瀬口 功	元PTA会長
	遠江 規男	元福岡県立福岡高等学園校長、元福岡県教育委員会義務教育課指導主幹兼特別支援教育室長	遠江 規男	元福岡県立福岡高等学園校長、元福岡県教育委員会義務教育課指導主幹兼特別支援教育室長
	野瀬 修	久留米市知的障害者更生施設「太陽の園」園長 大堰小学校元PTA会長	野瀬 修	久留米市知的障害者更生施設「太陽の園」園長 大堰小学校元PTA会長
	深川 和美	元PTA会長 NPO法人フレンドスクール理事	※藤野 薫	久留米市手をつなぐ育成会事務局 南薫小学校通級指導教室「なんくん教室」元担当者

※は新任評議員

久留米市立小中学校等管理規則

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定に基づき、久留米市立小学校、中学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）の管理運営の基本的事項を定めることを目的とする。

(学校評議員)

- 第14条の3 教育委員会は、校長の求めに応じ、学校に学校評議員を置くことができる。
- 2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。
 - 3 学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有する者のうちから、校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。
 - 4 学校評議員の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

久留米市立高等学校管理規則

(学校評議員)

- 第12条の2 校長は、教育委員会の承認を得て学校に学校評議員を置くことができる。
- 2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。
 - 3 学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有する者のうちから、校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。
 - 4 学校評議員の運営等に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

久留米市学校評議員運営規程

(組織)

第2条 学校評議員は、各学校において7人を超えることができない。

(学校評議員の任期等)

第3条 学校評議員の任期は、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、これにより難しい場合は、委嘱の日からその日の属する年度の3月31日までとする。

第 2 1 号議案

久留米市教育委員会単純労務者就業規則を廃止する規則

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 3 月 3 0 日

教育長 堤 正則

提案理由

学校給食調理業務の委託化が完了することに伴い、久留米市教育委員会において学校給食調理員等の単純労務者が配置されなくなるため、規則を廃止しようとするものである。

久留米市教育委員会単純労働者就業規則を廃止する規則

久留米市教育委員会単純労働者就業規則（昭和63年久留米市教育委員会規則第4号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

○久留米市教育委員会単純労務者就業規則

昭和63年4月1日

久留米市教育委員会規則第4号

久留米市教育委員会単純労務者就業規則(昭和33年久留米市教育委員会規則第9号)の全部を次のように改正する。

(趣旨)

第1条 久留米市教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員で地方公務員法(昭和25年法律第261号)第57条に規定する単純な労務に従事するもの(以下「職員」という。)の就業上の諸条件については、この規則の定めるところによる。

(業務)

第2条 職員の業務は次のとおりとし、業務の細目については別に定める。

- (1) 自動車運転手 自動車の運転等の業務
- (2) 技能労務職 校務員及び給食調理業務

(平元教規則1・平6教規則1・平19教規則2・一部改正)

(勤務時間、休暇その他の勤務条件)

第3条 職員の勤務時間、休憩時間、週休日及び休日、時間外勤務及び休暇の種類並びに年次有給休暇その他の勤務条件については、久留米市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年久留米市条例第6号)及びこれに基づく市の規則等の規定を準用する。

(平7教規則2・平9教規則5・一部改正)

(勤務時間等に関する特例)

第4条 勤務条件の特殊性その他の事由により、前条の規定により難しい業務に従事する職員の勤務時間等については、別に定める。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第 2 2 号議案

久留米市学校給食共同調理場設置条例施行規則の一部を改正する
規則

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 3 月 3 0 日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市教育委員会単純労務者就業規則（昭和 6 3 年久留米市教育委員会規則第 4 号）及び久留米市学校給食調理員設置規程（昭和 3 2 年久留米市教育委員会規程第 1 号）を廃止するに伴い、職員の勤務条件等に係る規定を削除するため、規則の一部を改正するものである。

久留米市学校給食共同調理場設置条例施行規則の一部を改正する規則

久留米市学校給食共同調理場設置条例施行規則（昭和42年久留米市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条を削り、第5条を第4条とする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

久留米市学校給食共同調理場設置条例施行規則（昭和42年教育委員会規則第2号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○久留米市学校給食共同調理場設置条例施行規則</p> <p>昭和42年1月30日 久留米市教育委員会規則第2号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、久留米市学校給食共同調理場設置条例（昭和41年久留米市条例第59号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（職員）</p> <p>第2条 略</p> <p>（職員の分担業務）</p> <p>第3条 略</p> <p>（勤務条件等）</p> <p><u>第4条 職員の勤務の条件等については、久留米市教育委員会単純労働者就業規則（昭和33年久留米市教育委員会規則第9号）及び久留米市学校給食調理員設置規程（昭和32年久留米市教育委員会規程第1号）の例による。ただし、技師については、別に定めるところによる。</u></p> <p>（補則）</p> <p><u>第5条 この規則に定めるもののほか、学校給食共同調理場の運営について必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>（以下 略）</p>	<p>○久留米市学校給食共同調理場設置条例施行規則</p> <p>昭和42年1月30日 久留米市教育委員会規則第2号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、久留米市学校給食共同調理場設置条例（昭和41年久留米市条例第59号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（職員）</p> <p>第2条 略</p> <p>（職員の分担業務）</p> <p>第3条 略</p> <p>（削除）</p> <p>（補則）</p> <p>第4条 この規則に定めるもののほか、学校給食共同調理場の運営について必要な事項は、別に定める。</p> <p>（以下 略）</p>

第 2 3 号議案

久留米市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 3 月 3 0 日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市教育委員会事務局の組織の分掌事務を改めるため、規則の一部を改正しようとするものである。

久留米市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

久留米市教育委員会事務局組織規則（昭和44年久留米市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「人事管理主任」の次に「又は人事管理主事」を、「人権・同和教育課に」の次に「指導主任又は」を加え、同条第2項中「指導主事」を「人事管理主事及び指導主事」に改める。

別表第1中「(第2条関係)」を「(第3条関係)」に、

「

<p>学校教育課</p>	<p>(1) 学校教育の計画及び指導に関すること。 (2) 教職員研修の総括調整に関すること。 (3) 学校人権・同和教育に関すること。 (4) 教科用図書採択及び無償給与に関すること。 (5) 就学事務に関すること。 (6) 通学区域に関すること。 (7) 教材教具に関すること。 (8) 久留米市奨学金に関すること。 (9) 学校の事務管理の総括に関すること（他課が所管するものを除く。） (10) 学校施設（高等学校施設を除く。）の使用許可に関すること。</p>
--------------	---

」

を

「

<p>学校教育課</p>	<p>(1) 学校教育の計画及び指導に関すること。 (2) 学校人権・同和教育に関すること。 (3) 教科用図書採択及び無償給与に関するこ</p>
--------------	---

と。

- (4) 就学事務に関する事。
- (5) 通学区域に関する事。
- (6) 教材教具に関する事。
- (7) 久留米市奨学金に関する事。
- (8) 学校の事務管理の総括に関する事（他課が所管するものを除く。）。
- (9) 学校施設（高等学校施設を除く。）の使用許可に関する事。

に改める。

別表第2中「(第3条関係)」を「(第4条関係)」に改め、「及び地域振興基金」を削る。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

第 2 4 号議案

久留米市教育センター設置条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 3 月 3 0 日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市教育委員会事務局の組織の分掌事務を改めるため、規則の一部を改正しようとするものである。

久留米市教育センター設置条例施行規則の一部を改正する規則

久留米市教育センター設置条例施行規則（平成20年久留米市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「副所長は」の次に「指導主任又は指導主事をもって充て、」を加え、同条第4項中「副所長は課長又は主幹とし、」を削る。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

久留米市教育センター設置条例施行規則新旧対照表

現行	改正後
<p>久留米市教育センター設置条例施行規則</p> <p>(職員)</p> <p>第2条 条例第4条の規定により、久留米市教育センター(以下「センター」という。)に、所長を置き、副所長、課長補佐、主査、指導主任、指導主事その他必要な職員を置くことができる。</p> <p>2 副所長は所長を補佐し、所長に事故あるときはその職務を代理する。</p> <p>3 課長補佐及び主査は、それぞれ上司の命を受けてその所掌事務を処理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>4 副所長は課長又は主幹とし、指導主任は課長補佐とし、指導主事は主査とする。</p> <p>5 センターの職員の事務分担は、所長が定める。</p>	<p>久留米市教育センター設置条例施行規則</p> <p>(職員)</p> <p>第2条 条例第4条の規定により、久留米市教育センター(以下「センター」という。)に、所長を置き、副所長、課長補佐、主査、指導主任、指導主事その他必要な職員を置くことができる。</p> <p>2 副所長は<u>指導主任又は指導主事をもって</u>充て、所長を補佐し、所長に事故あるときはその職務を代理する。</p> <p>3 課長補佐及び主査は、それぞれ上司の命を受けてその所掌事務を処理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>4 <u>指導主任は課長補佐とし、指導主事は主査とする。</u></p> <p>5 センターの職員の事務分担は、所長が定める。</p>

第 2 5 号議案

教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する
規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 3 月 3 0 日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市生涯学習センター条例（平成 2 6 年久留米市条例第 4 7 号）
の制定に伴い、規則の一部を改正しようとするものである。

教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成14年久留米市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第7条及び第9条第1項中「別表第2」を「別表」に改める。

別表第1及び別表第2を削り、附則の次に次の別表を加える。

別表（第7条関係）

区分	補助執行事務
協働推進部職員及び田主丸総合支所職員の補助執行事務	(1) 教育集会所の管理運営に関する事。
市民文化部職員、田主丸総合支所職員、北野総合支所職員、城島総合支所職員及び三潴総合支所職員の補助執行事務	(1) 文化に関する事務に関する事。 (2) スポーツ(学校の教育課程としての体育を除く。)に関する事。 (3) 文化財の保護に関する事(次に掲げる事務を含む。) ア 久留米市文化財収蔵資料審議会に関する事。 イ 久留米市埋蔵文化財センターに関する事。 (4) 青少年教育その他社会教育に関する事(次に掲げる事務を含む。) ア 久留米市社会教育委員会議に関する事。 イ 久留米市勤労青少年ホーム及び久留米市勤労青少年ホーム運営委員会に関する事。

	<p>ウ 久留米市生涯学習センター及び久留米市生涯学習センター運営委員会に関する こと。</p> <p>エ 久留米市社会教育指導員に関する こと。</p> <p>オ 久留米市田主丸複合文化施設及び久留米市城島総合文化センターに関する こと。</p> <p>カ 久留米市城島ふれあいセンター及び久留米市城島ふれあいセンター運営委員会 に関すること。</p> <p>(5) 図書館に関すること。</p>
<p>子ども未来部職員の 補助執行事務</p>	<p>(1) 不登校児童生徒の生活指導及び援助に 関すること。</p> <p>(2) 適応指導教室の運営に関すること。</p>

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

○新旧対照表（教育委員会事務の補助執行及び委任に関する規則）

現行		改正後	
別表第2（第7条関係）		別表第2（第7条関係）	
区分	補助執行事務	区分	補助執行事務
協働推進部職員、田主丸総合支所職員及び北野総合支所職員の補助執行事務	(1) 教育集会所の管理運営に関すること。 (2) <u>久留米市北野コミュニティ施設の管理運営に関すること。</u>	協働推進部職員及び田主丸総合支所職員の補助執行事務	(1) 教育集会所の管理運営に関すること。
市民文化部職員、田主丸総合支所職員、北野総合支所職員、城島総合支所職員及び三潁総合支所職員の補助執行事務	(1) 文化に関する事務に関すること。 (2) スポーツ（学校の教育課程としての体育を除く。）に関すること。 (3) 文化財の保護に関すること（次に掲げる事務を含む。）。 ア 久留米市文化財収蔵資料審議会に関すること。 イ 久留米市埋蔵文化財センターに関すること。 (4) <u>青少年教育及び公民館の事業</u> <u>その他社会教育に関すること</u> （次に掲げる事務を含む。）。 ア 久留米市社会教育委員会議に関すること。 イ 久留米市勤労青少年ホーム及び久留米市勤労青少年ホーム運営委員会に関すること。 ウ 久留米市生涯学習センター及び久留米市生涯学習センター運営委員会に関すること。 エ 久留米市社会教育指導員に関すること。 <u>オ 久留米市公民館運営審議会に関すること。</u> <u>カ 久留米市城島総合文化センター及び久留米市城島総合文化センター運営委員会に関すること。</u> <u>キ 久留米市青少年ふれあいセンター及び久留米市青少年ふれあいセンター運営委員会に関すること。</u> <u>ク 久留米市天文台及び久留米市天体運営委員会に関すること。</u> <u>ケ 久留米市働く女性の家及び久留米市働く女性の家運営委員会に関すること。</u> (5) 図書館に関すること。	市民文化部職員、田主丸総合支所職員、北野総合支所職員、城島総合支所職員及び三潁総合支所職員の補助執行事務	(1) 文化に関する事務に関すること。 (2) スポーツ（学校の教育課程としての体育を除く。）に関すること。 (3) 文化財の保護に関すること（次に掲げる事務を含む。）。 ア 久留米市文化財収蔵資料審議会に関すること。 イ 久留米市埋蔵文化財センターに関すること。 (4) 青少年教育及び社会教育に関すること（次に掲げる事務を含む。）。 ア 久留米市社会教育委員会議に関すること。 イ 久留米市勤労青少年ホーム及び久留米市勤労青少年ホーム運営委員会に関すること。 ウ 久留米市生涯学習センター及び久留米市生涯学習センター運営委員会に関すること。 エ 久留米市社会教育指導員に関すること。 <u>オ 久留米市田主丸複合文化施設及び久留米市城島総合文化センターに関すること。</u> <u>カ 久留米市城島ふれあいセンター及び久留米市城島ふれあいセンター運営委員会に関すること。</u> (5) 図書館に関すること。
(略)		(略)	

第 26 号議案

久留米市教育委員会会議規則等の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成 27 年 3 月 30 日

教育長 堤 正則

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の一部改正に伴う教育委員会制度の見直し等について必要な整備を行うため、関係規則の一部を改正しようとするものである。

久留米市教育委員会会議規則等の一部を改正する規則

(久留米市教育委員会会議規則の一部改正)

第1条 久留米市教育委員会会議規則(昭和31年久留米市教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

本則(第5条第1項、第2章及び第26条を除く。)中「委員長」を「教育長」に改める。

第1条中「第162号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第5条第1項を次のように改める。

委員の議席は、新たに委員が任命された最初の教育委員会において抽せんで、これを定める。

第8条第1項中「出席委員」を「出席者」に改める。

第2章を次のように改める。

第2章 削除

第9条及び第10条 削除

第26条を次のように改める。

(会議録)

第26条 教育長は、会議の終了後、遅滞なく、その会議録を作成しなければならない。

第27条各号列記以外の部分中「記載させなければならない」を「記載しなければならない」に改め、同条第2号中「出席委員」を「出席者」に改める。

第29条中「改正は」の次に「、教育長及び」を加える。

(久留米市教育委員会公告式規則の一部改正)

第2条 久留米市教育委員会公告式規則(昭和27年久留米市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「第14条第2項」を「第15条第2項」に改める。

(久留米市教育委員会会議傍聴人規則の一部改正)

第3条 久留米市教育委員会会議傍聴人規則（昭和27年久留米市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第4条中「者には」を「ものは」に改める。

第7条中「委員長」を「教育長」に改める。

（久留米市教育委員会公印規則の一部改正）

第4条 久留米市教育委員会公印規則（昭和31年久留米市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

第5条の2中「委員長、」を削る。

別表委員長印の項を削る。

（久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正）

第5条 久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和39年久留米市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第26条第1項」を「第25条第1項」に改める。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（委員会の会議への報告）

第4条 教育長は、次の各号に掲げる事務の管理及び執行の状況について、当該各号に定める委員会の会議において報告しなければならない。

(1) 会議において特に報告を求められた事務 当該求めにおいて指定された会議（指定がなされなかった場合は、当該求められた会議の次の会議）

(2) 教育長に委任された事務のうち重要と認められるもの 当該事務の処理を終了した後最初に招集される会議

（久留米市教育委員会事務局組織規則の一部改正）

第6条 久留米市教育委員会事務局組織規則（昭和44年久留米市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第18条第2項」を「第17条第2項」に改める。

第6条第1項中「第19条第2項」を「第18条第2項」に改める。
第8条を削り、第9条を第8条とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日以後も地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条の規定により同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育長が在職する場合にあっては、当該在職の間、第1条の規定による改正後の久留米市教育委員会会議規則、第3条の規定（第4条の改正規定を除く。）による改正後の久留米市教育委員会会議傍聴人規則、第4条の規定による改正後の久留米市教育委員会公印規則及び第5条の規定（第1条の改正規定を除く。）による改正後の久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の久留米市教育委員会会議規則、第3条の規定（第4条の改正規定を除く。）による改正前の久留米市教育委員会会議傍聴人規則、第4条の規定による改正前の久留米市教育委員会公印規則及び第5条の規定（第1条の改正規定を除く。）による改正前の久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則の規定は、なおその効力を有する。

教育委員会制度の改正に伴い改正する規則の主な改正点について

名称	改正趣旨
久留米市教育委員会会議規則	●委員長と教育長の一本化に伴い、委員長を教育長に改正するとともに、委員長職に関する記述を削除。
久留米市教育委員会公告式規則	●地教行法の改正に伴い、根拠規定の条ズレが生じたため。
久留米市教育委員会会議傍聴人規則	●委員長と教育長の一本化に伴い、委員長を教育長に改正する。
久留米市教育委員会公印規則	●委員長の職の廃止に伴い委員長印を廃止する。
久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則	●地教行法の改正に伴い、教育長の権限が大きくなるため、教育委員会のチェック機能を発揮できるように、教育長の教育委員会会議への報告の時期、内容を定める。
久留米市教育委員会事務局組織規則	●地教行法第2章第2節の節名が「教育長及び事務局」から「事務局」に改正されたことに合わせ、事務局の事務分掌を規定した規則から教育長の職務に関する規定を削除する。

久留米市教育委員会会議規則（昭和31年教育委員会規則第7号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○久留米市教育委員会会議規則</p> <p>昭和31年10月1日 久留米市教育委員会規則第7号</p> <p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）に基づき、久留米市教育委員会（以下「委員会」という。）の会議、その議事の運営に關し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(会議及び招集)</p> <p>第2条 委員会の会議は、定例会及び臨時会とする。</p> <p>2 定例会は、毎月25日に招集する。</p> <p>3 特別の事情により、前項の期日によりがたいときは、<u>委員長</u>は期日を変更することができる。</p> <p>4 臨時会は、<u>委員長</u>が必要と認めたととき、又は委員2人以上の者から書面により会議に付議すべき事件を示して請求があつたときに招集する。</p> <p>第3条 会議の招集は、会議開催の場所及び日時、会議に付議すべき事</p>	<p>○久留米市教育委員会会議規則</p> <p>昭和31年10月1日 久留米市教育委員会規則第7号</p> <p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）に基づき、久留米市教育委員会（以下「委員会」という。）の会議、その他議事の運営に關し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(会議及び招集)</p> <p>第2条 委員会の会議は、定例会及び臨時会とする。</p> <p>2 定例会は、毎月25日に招集する。</p> <p>3 特別の事情により、前項の期日によりがたいときは、<u>教育長</u>は期日を変更することができる。</p> <p>4 臨時会は、<u>教育長</u>が必要と認めたととき、又は委員2人以上の者から書面により会議に付すべき事件を示して請求があつたときに招集する。</p> <p>第3条 会議の招集は、会議開催の場所及び日時、会議に付議すべき事</p>

件を、あらかじめ各委員に通知して行う。

- 2 会議の通知を行った後に急施を要する事件があるときは、前項の規定にかかわらず直ちにこれを会議に付議することができる。

(昭38教規則1・全改、平13教規則8・一部改正)

(参集)

第4条 委員は招集された日時までに指定の場所に参加し、出席簿に署名しなければならない。

- 2 委員は招集に応ずることができないときは、その事由を具して、会議開会前までに委員長に届け出なければならない。

(議席)

第5条 委員の議席は委員長の改選ごとに抽せんで、これを定める。

- 2 補欠の委員の議席は前任者の議席とする。

(平13教規則8・一部改正)

(会期)

第6条 会議の会期は3日以内とする。ただし、委員長が必要であると認めるときは、会議に諮り会期を延長することができる。

(平13教規則8・一部改正)

(会議時間)

第7条 会議時間は午前10時から午後5時までとする。ただし、委員長が必要と認めるときは、会議に諮りこれを変更することができる。

件を、あらかじめ各委員に通知して行う。

- 2 会議の通知を行った後に急施を要する事件があるときは、前項の規定にかかわらず直ちにこれを会議に付議することができる。

(昭38教規則1・全改、平13教規則8・一部改正)

(参集)

第4条 委員は招集された日時までに指定の場所に参加し、出席簿に署名しなければならない。

- 2 委員は招集に応ずることができないときは、その事由を具して、会議開会前までに教育長に届け出なければならない。

(議席)

第5条 委員の議席は新たに委員が任命された最初の教育委員会において抽せんで、これを定める。

- 2 補欠の委員の議席は前任者の議席とする。

(平13教規則8・一部改正)

(会期)

第6条 会議の会期は3日以内とする。ただし、教育長が必要であると認めるときは、会議に諮り会期を延長することができる。

(平13教規則8・一部改正)

(会議時間)

第7条 会議時間は午前10時から午後5時までとする。ただし、教育長が必要と認めるときは、会議に諮りこれを変更することができる。

<p>(平13教規則8・一部改正)</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第8条 会議は公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、<u>委員長</u>又は委員の発議により、<u>出席委員</u>の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。</p> <p>2 前項ただし書の<u>委員長</u>又は委員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならぬ。</p> <p>(平13教規則8・全改)</p> <p>第2章 <u>委員長及び委員長職務代行者の選任方法</u></p> <p>(平13教規則8・改称)</p> <p>(委員長の選任)</p> <p>第9条 委員長は、教育長を除く委員のうちから選挙により定めるものとする。</p> <p>(平13教規則8・全改)</p> <p><u>(委員長職務代行者の指定)</u></p> <p>第10条 <u>委員長</u>に事故があるとき、又は欠けたときその職務を行う者の指定については前条の規定を準用する。</p> <p>(平13教規則8・一部改正)</p> <p>第3章 会議</p> <p>(会議の閉閉等)</p> <p>第11条 会議の開会、閉会、延会、散会、中止及び休憩は<u>委員長</u>が行</p>	<p>(平13教規則8・一部改正)</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第8条 会議は公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、<u>教育長</u>又は委員の発議により、<u>出席者</u>の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。</p> <p>2 前項ただし書の<u>教育長</u>又は委員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならぬ。</p> <p>(平13教規則8・全改)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(平13教規則8・改称)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第3章 会議</p> <p>(会議の閉閉等)</p> <p>第11条 会議の開会、閉会、延会、散会、中止及び休憩は<u>教育長</u>が行</p>
--	--

う。	う。
(平 1 3 教規則 8 ・ 一部改正)	(平 1 3 教規則 8 ・ 一部改正)
(動議)	(動議)
第 1 2 条 委員は動議を提出することができる。	第 1 2 条 委員は動議を提出することができる。
2 動議が提出されたときは、 <u>委員長</u> は会議に諮つてこれを議題としなければならぬ。	2 動議が提出されたときは、 <u>教育長</u> は会議に諮つてこれを議題としなければならぬ。
(平 1 3 教規則 8 ・ 一部改正)	(平 1 3 教規則 8 ・ 一部改正)
第 1 3 条 否決された動議はその会期中に再び提出することができる。	第 1 3 条 否決された動議はその会期中に再び提出することができる。
い。	い。
(発言)	(発言)
第 1 4 条 動議を提出し、又は討論しようとする者は、 <u>委員長</u> の許可を得て発言しなければならない。	第 1 4 条 動議を提出し、又は討論しようとする者は、 <u>教育長</u> の許可を得て発言しなければならない。
2 委員が 2 人以上発言を求めたときは、 <u>委員長</u> は先に発言したと認めた者に指名して発言させるものとする。	2 委員が 2 人以上発言を求めたときは、 <u>教育長</u> は先に発言したと認めた者に指名して発言させるものとする。
(平 1 3 教規則 8 ・ 一部改正)	(平 1 3 教規則 8 ・ 一部改正)
第 1 5 条 一の議題の審議中は他の議題について発言することはできない。	第 1 5 条 一の議題の審議中は他の議題について発言することはできない。
い。	い。
(討論)	(討論)
第 1 6 条 討論は必ず <u>委員長</u> に向つて、これをなし委員相互に応答することはできない。	第 1 6 条 討論は必ず <u>教育長</u> に向つて、これをなし委員相互に応答することはできない。
第 1 7 条 討論については、 <u>委員長</u> は賛成者及び反対者をしてなるべく	第 1 7 条 討論については、 <u>教育長</u> は賛成者及び反対者をしてなるべく

交互に発言させなければならぬ。

(平 1 3 教規則 8・一部改正)

第 1 8 条 委員長は討論が終つたとき、又は討論が終らなくとも論旨がすでに尽きたと認めるときは、討論の終結を宣告しなければならぬ。

(平 1 3 教規則 8・一部改正)

(採決)

第 1 9 条 委員長は採決しようとするときは、その旨を宣告しなければならぬ。

2 前項の採決は挙手により行うものとする。ただし、委員長において必要があると認めるときは、無記名投票により採決することができる。

(修正動議の採決)

第 2 0 条 修正の動議は、原案に先立つて可否を決する。

2 修正の動議が数個あるときは、原案に最も速いものから順次採決する。

3 修正の動議がすべて否決されたときは原案について採決する。

(平 1 3 教規則 8・一部改正)

(投票)

第 2 1 条 投票を行うときは、別表に定める様式の投票用紙に自ら記載してこれを投票箱に入れなければならない。

第 2 2 条 委員長は投票が終つたときは投票漏れの有無を確かめ投票箱の閉鎖を宣告する。

交互に発言させなければならぬ。

(平 1 3 教規則 8・一部改正)

第 1 8 条 教育長は討論が終つたとき、又は討論が終らなくとも論旨がすでに尽きたと認めるときは、討論の終結を宣告しなければならぬ。

(平 1 3 教規則 8・一部改正)

(採決)

第 1 9 条 教育長は採決しようとするときは、その旨を宣告しなければならぬ。

2 前項の採決は挙手により行うものとする。ただし、教育長において必要があると認めるときは、無記名投票により採決することができる。

(修正動議の採決)

第 2 0 条 修正の動議は、原案に先立つて可否を決する。

2 修正の動議が数個あるときは、原案に最も速いものから順次採決する。

3 修正の動議がすべて否決されたときは原案について採決する。

(平 1 3 教規則 8・一部改正)

(投票)

第 2 1 条 投票を行うときは、別表に定める様式の投票用紙に自ら記載してこれを投票箱に入れなければならない。

第 2 2 条 教育長は投票が終つたときは投票漏れの有無を確かめ投票箱の閉鎖を宣告する。

(開票)

第23条 委員長は開票を宣告した後投票を計算して点検する。

2 委員長は委員の中から2人以上の立会人を指名して投票の点検に立ち会わせる。

(投票の結果報告)

第24条 投票の点検が終わったときは、委員長は投票の結果を報告しなければならぬ。

(請願等)

第25条 委員会に対して請願又は陳情等をしようとする者は、委員長の許可する時間内において事情を述べることができる。

(平13教規則8・一部改正)

第4章 会議録

(会議録)

第26条 会議録は委員長が事務局職員の中より教育長の推薦する者を指名して、これを作成させなければならぬ。

(平13教規則8・一部改正)

(会議録の記載事項)

第27条 会議録には次の事項を記載させなければならぬ。

- (1) 開会、休会及び閉会等に関すること
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 教育長等の報告の要旨

(開票)

第23条 教育長は開票を宣告した後投票を計算して点検する。

2 教育長は委員の中から2人以上の立会人を指名して投票の点検に立ち会わせる。

(投票の結果報告)

第24条 投票の点検が終わったときは、教育長は投票の結果を報告しなければならぬ。

(請願等)

第25条 委員会に対して請願又は陳情等をしようとする者は、教育長の許可する時間内において事情を述べることができる。

(平13教規則8・一部改正)

第4章 会議録

(会議録)

第26条 教育長は、会議の終了後、遅滞なく、その会議録を作成しなければならぬ。

(平13教規則8・一部改正)

(会議録の記載事項)

第27条 会議録には次の事項を記載しなければならぬ。

- (1) 開会、休会及び閉会等に関すること
- (2) 出席者の氏名
- (3) 教育長等の報告の要旨

<p>(4) 議題及び議事の概要</p> <p>(5) 選挙の次第</p> <p>(6) 議決事項</p> <p>(7) <u>その他委員長又は会議において必要と認められた事項</u></p> <p>(平 1 3 教規則 8 ・ 一部改正)</p> <p>(会議録の署名)</p> <p>第 2 8 条 会議録には<u>委員長及び委員長が指名した委員 1 人が署名しな</u>ければならない。</p> <p>(平 1 3 教規則 8 ・ 一部改正)</p> <p>第 5 章 補則</p> <p>(規則の改正)</p> <p>第 2 9 条 この規則の改正は<u>委員の過半数の賛成がなければ</u>、これを改 正することができない。</p> <p>(委任)</p> <p>第 3 0 条 この規則に定めるものの外、委員会の会議その他議事の運営 に<u>関し必要な事項は委員会が別に定める。</u></p> <p>附 則</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成 1 3 年 1 0 月 3 1 日教育委員会規則第 8 号)</p> <p>この規則は、平成 1 3 年 1 1 月 1 日から施行する。</p>	<p>(4) 議題及び議事の概要</p> <p>(5) 選挙の次第</p> <p>(6) 議決事項</p> <p>(7) <u>その他教育長又は会議において必要があると認められた事項</u></p> <p>(平 1 3 教規則 8 ・ 一部改正)</p> <p>(会議録の署名)</p> <p>第 2 8 条 会議録には<u>教育長及び教育長が指名した委員 1 人が署名しな</u>ければならない。</p> <p>(平 1 3 教規則 8 ・ 一部改正)</p> <p>第 5 章 補則</p> <p>(規則の改正)</p> <p>第 2 9 条 この規則の改正は、<u>教育長及び委員の過半数の賛成がなけれ</u> ば、これを改正することができない。</p> <p>(委任)</p> <p>第 3 0 条 この規則に定めるものの外、委員会の会議その他議事の運営 に<u>関し必要な事項は委員会が別に定める。</u></p> <p>附 則</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成 1 3 年 1 0 月 3 1 日教育委員会規則第 8 号)</p> <p>この規則は、平成 1 3 年 1 1 月 1 日から施行する。</p>
--	---

久留米市教育委員会公告式規則（昭和27年教育委員会規則第2号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○久留米市教育委員会公告式規則</p> <p>昭和27年11月1日 久留米市教育委員会規則第2号</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）<u>第14条第2項</u>の規定により教育委員会の公告式について定めるものとする。</p> <p>（昭57教規則1・一部改正）</p> <p>第2条 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程で公表を要するものの公布の方法等については、久留米市公告式条例（昭和25年久留米市条例第30号）を準用し、<u>法第14条第2項</u>に規定する教育委員会の定める公表を要する規程以外の告示等の公示の方法等については、久留米市公告式規則（昭和40年久留米市規則第51号）を準用する。</p> <p>（昭57教規則1・全改）</p> <p>附 則（昭和57年3月8日教育委員会規則第1号）</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p>○久留米市教育委員会公告式規則</p> <p>昭和27年11月1日 久留米市教育委員会規則第2号</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）<u>法第15条第2項</u>の規定により教育委員会の公告式について定めるものとする。</p> <p>（昭57教規則1・一部改正）</p> <p>第2条 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程で公表を要するものの公布の方法等については、久留米市公告式条例（昭和25年久留米市条例第30号）を準用し、<u>法第15条第2項</u>に規定する教育委員会の定める公表を要する規程以外の告示等の公示の方法等については、久留米市公告式規則（昭和40年久留米市規則第51号）を準用する。</p> <p>（昭57教規則1・全改）</p> <p>附 則（昭和57年3月8日教育委員会規則第1号）</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>

久留米市教育委員会会議傍聴人規則（昭和27年教育委員会規則第3号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○久留米市教育委員会会議傍聴人規則</p> <p>昭和27年11月1日 久留米市教育委員会規則第3号</p> <p>改正 昭和56年11月2日教育委員会規則第7号 平成13年10月31日教育委員会規則第8号 平成17年2月4日教育委員会規則第19号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、久留米市教育委員会の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（平13教規則8・追加）</p> <p>（入場の手続）</p> <p>第2条 本市教育委員会の会議を傍聴しようとする者は、自己の住所、氏名、職業、年齢等を受付に示し、係員の指示に従い傍聴席に入場しなければならない。</p> <p>（平13教規則8・旧第1条線下・一部改正）</p> <p>（入場の制限）</p> <p>第3条 次の場合には傍聴席に入場することができない。</p> <p>(1) 傍聴席が満員であるとき。</p>	<p>○久留米市教育委員会会議傍聴人規則</p> <p>昭和27年11月1日 久留米市教育委員会規則第3号</p> <p>改正 昭和56年11月2日教育委員会規則第7号 平成13年10月31日教育委員会規則第8号 平成17年2月4日教育委員会規則第19号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、久留米市教育委員会の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（平13教規則8・追加）</p> <p>（入場の手続）</p> <p>第2条 本市教育委員会の会議を傍聴しようとする者は、自己の住所、氏名、職業、年齢等を受付に示し、係員の指示に従い傍聴席に入場しなければならない。</p> <p>（平13教規則8・旧第1条線下・一部改正）</p> <p>（入場の制限）</p> <p>第3条 次の場合には傍聴席に入場することができない。</p> <p>(1) 傍聴席が満員であるとき。</p>

(2) 久留米市教育委員会会議規則（昭和31年久留米市教育委員会規則第7号）第8条第1項の規定により会議を公開しないことの議決をしたとき。

(3) 係員において第4条に該当する者として入場を拒んだとき。

(4) 第5条の規定に違反して退場をさせられたとき。

（平13教規則8・旧第2条線下・一部改正、平17教規則1

9・一部改正）

第4条 傍聴しようとする者で次に掲げる者には入場することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 異様な服装をしている者
- (3) 凶器その他の危険物、旗等を携帯し、又は獣類を連れてきた者
- (4) その他議場の秩序を乱すおそれがあると認められる者

（昭56教規則7・一部改正、平13教規則8・旧第3条線下・

一部改正）

（傍聴人の守るべき事項）

第5条 傍聴人は次の事項を守らなければならない。

- (1) 帽子、襟巻又は外套等を着用しないこと。
- (2) 会議の言論又は行為に対し賛否を表明し、批判及びせん動等の行為をなし議事を妨害しないこと。
- (3) 飲食、飲酒等をしないこと。

(2) 久留米市教育委員会会議規則（昭和31年久留米市教育委員会規則第7号）第8条第1項の規定により会議を公開しないことの議決をしたとき。

(3) 係員において第4条に該当する者として入場を拒んだとき。

(4) 第5条の規定に違反して退場をさせられたとき。

（平13教規則8・旧第2条線下・一部改正、平17教規則1

9・一部改正）

第4条 傍聴しようとするものは次に掲げる者には入場することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 異様な服装をしている者
- (3) 凶器その他の危険物、旗等を携帯し、又は獣類を連れてきた者
- (4) その他議場の秩序を乱すおそれがあると認められる者

（昭56教規則7・一部改正、平13教規則8・旧第3条線下・

一部改正）

（傍聴人の守るべき事項）

第5条 傍聴人は次の事項を守らなければならない。

- (1) 帽子、襟巻又は外套等を着用しないこと。
- (2) 会議の言論又は行為に対し賛否を表明し、批判及びせん動等の行為をなし議事を妨害しないこと。
- (3) 飲食、飲酒等をしないこと。

<p>(4) かん声又は私語をしないこと。</p> <p>(5) 如何なる場合であつても議場に立ち入らないこと。</p> <p>(平13教規則8・旧第4条線下・一部改正)</p> <p>(傍聴人の退場)</p> <p>第6条 会議を公開しないという議決があつたときは、傍聴人は速かに退場しなければならない。</p> <p>(平13教規則8・旧第5条線下・一部改正)</p> <p>(違反に対する措置)</p> <p>第7条 傍聴人においてこの規則を守らないときは、<u>委員長</u>は直ちに退場を命ずる。</p> <p>(平13教規則8・旧第6条線下・一部改正)</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、昭和27年11月1日から施行する</p> <p>附 則 (昭和56年11月2日教育委員会規則第7号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成13年10月31日教育委員会規則第8号)</p> <p>この規則は、平成13年11月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成17年2月4日教育委員会規則第19号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p>(4) かん声又は私語をしないこと。</p> <p>(5) 如何なる場合であつても議場に立ち入らないこと。</p> <p>(平13教規則8・旧第4条線下・一部改正)</p> <p>(傍聴人の退場)</p> <p>第6条 会議を公開しないという議決があつたときは、傍聴人は速かに退場しなければならない。</p> <p>(平13教規則8・旧第5条線下・一部改正)</p> <p>(違反に対する措置)</p> <p>第7条 傍聴人においてこの規則を守らないときは、<u>教育長</u>は直ちに退場を命ずる。</p> <p>(平13教規則8・旧第6条線下・一部改正)</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、昭和27年11月1日から施行する</p> <p>附 則 (昭和56年11月2日教育委員会規則第7号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成13年10月31日教育委員会規則第8号)</p> <p>この規則は、平成13年11月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成17年2月4日教育委員会規則第19号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>
---	---

久留米市教育委員会公印規則（昭和31年教育委員会規則第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○久留米市教育委員会公印規則</p> <p>昭和31年4月1日 久留米市教育委員会規則第1号</p> <p>（この規則の趣旨）</p> <p>第1条 久留米市教育委員会公印の管守及び使用等に関しては、別に定めるものの外、この規則の定めるところによる。</p> <p>（平9教規則4・一部改正）</p> <p>（公印の定義）</p> <p>第2条 この規則で公印とは、公文書に使用する久留米市教育委員会の庁印、学校その他の教育機関の印及び職印をいう。</p> <p>（平9教規則4・一部改正）</p> <p>（公印の種類）</p> <p>第3条 公印の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 教育委員会印 (2) 委員長印 (3) 教育長印</p>	<p>○久留米市教育委員会公印規則</p> <p>昭和31年4月1日 久留米市教育委員会規則第1号</p> <p>（この規則の趣旨）</p> <p>第1条 久留米市教育委員会公印の管守及び使用等に関しては、別に定めるものの外、この規則の定めるところによる。</p> <p>（平9教規則4・一部改正）</p> <p>（公印の定義）</p> <p>第2条 この規則で公印とは、公文書に使用する久留米市教育委員会の庁印、学校その他の教育機関の印及び職印をいう。</p> <p>（平9教規則4・一部改正）</p> <p>（公印の種類）</p> <p>第3条 公印の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 教育委員会印 <u>削除</u> (2) 教育長印</p>

<p>(4) 部長印</p> <p>(5) 学校その他の教育機関の印</p> <p>(6) 学校その他の教育機関の長印</p> <p>(7) 特殊印</p> <p>(略)</p> <p>(職務代理の場合の公印の使用)</p> <p>第5条の2 委員長、教育長、部長、学校その他の教育機関の長に事故等があるため、他の者が職務代理、事務取扱等によりその職務を代行する場においては、その職務を代行される者の公印を使用するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(3) 部長印</p> <p>(4) 学校その他の教育機関の印</p> <p>(5) 学校その他の教育機関の長印</p> <p>(6) 特殊印</p> <p>(略)</p> <p>(職務代理の場合の公印の使用)</p> <p>第5条の2 教育長、部長、学校その他の教育機関の長に事故等があるため、他の者が職務代理、事務取扱等によりその職務を代行する場においては、その職務を代行される者の公印を使用するものとする。</p> <p>(略)</p>
--	--

【別記1】

現行

種類	名称	形状	寸法(ミリメートル)	書体	管守者	個数	備考
委員会 印	委員会印	正方形	45	てん書	次長	1	1 辞令用
	"	"	30	"	"	1	"
	"	"	30	"	学校教育課長	1	就学事務用
	"	"	30	"	各事務所長	各1	"
	"	"	30	"	生涯学習推進課長	1	証明用
	"	"	15	"	学校教育課長	1	就学事務用
	"	"	15	"	各事務所長	各1	"
委員長 印	委員長印	正方形	24	れい書	次長	1	
教育長 印	教育長印	正方形	24	てん書	次長	1	1 縦書
	"	"	24	"	"	1	1 横書
	"	"	24	"	各事務所長	各1	"
	"	"	24	"	市民文化部次長	1	"
	"	"	24	"	生涯学習推進課長	1	"
	"	"	24	"	体育スポーツ課長	1	"

部 長 印	部 長 印	正 方 形	2 4	2 4	て ん 書	各 高 等 学 校 事 務 長 部 長	各 1	
学 校 そ の 他 の 機 関 印	学 校 印 の 他 の 機 関 印	正 方 形 " " " "	4 5 3 0 3 0 3 0	4 5 3 0 3 0 3 0	て ん 書 " " " "	各 学 校 長 " " 教 育 セ ン タ ー 所 長 視 聴 覚 ラ イ ブ ラ リ ー 館 長	各 1 各 1 1 1	卒 業 証 書 賞 状 用
学 校 そ の 他 の 機 関 の 長 印	学 校 長 印 の 他 の 機 関 の 長 印	正 方 形 " " " "	2 4 2 4 2 4 2 4 2 4	2 4 2 4 2 4 2 4 2 4	て ん 書 " " " " "	各 学 校 長 教 育 セ ン タ ー 所 長 各 学 校 給 食 共 同 調 理 場 所 長 中 央 図 書 館 長 視 聴 覚 ラ イ ブ ラ リ ー 館 長	各 1 1 各 1 1 1 1	

改正後(案)

種 類	名 称	形 状	寸 法 (ミ リ メ ー ト ル)	書 体	管 守 者	個 数	備 考
委 員 会 印	委 員 会 印	正 方 形	4 5	て ん 書	次 長	1	辞 令 用
"	"	"	3 0	"	"	1	
"	"	"	3 0	"	学 校 教 育 課 長	1	就 学 事 務 用
"	"	"	3 0	"	各 事 務 所 長	各 1	"
"	"	"	3 0	"	生 涯 学 習 推 進 課 長	1	証 明 用

	"	15	"	学校教育課長	1	就学事務用
	"	15	"	各事務所長	各1	"
教育長印	正方形	24	てん書	次長	1	縦書
印	"	24	"	"	1	横書
	"	24	"	各事務所長	各1	"
	"	24	"	市民文化部次長	1	
	"	24	"	生涯学習推進課長	1	
	"	24	"	体育スポーツ課長	1	
	"	24	"	各高等学校事務長	各1	
部長印	正方形	24	てん書	部長	1	
学校印	正方形	45	てん書	各学校長	各1	卒業証書賞状用
他の	"	30	"	"	各1	
教育機	"	30	"	教育センター所長	1	
関印	"	30	"	視聴覚ライブラリー館長	1	
学校そ	正方形	24	てん書	各学校長	各1	
他の	"	24	"	教育センター所長	1	
教育機	"	24	"	各学校給食共同調理場所長	各1	
関の長	"	24	"	中央図書館長	1	
印	"	24	"	視聴覚ライブラリー館長	1	

久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和39年教育委員会規則第12号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則</p> <p>昭和39年12月15日 久留米市教育委員会規則第12号</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定に基づき久留米市教育委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務の一部を教育長に委任し、または臨時に代理させる事項を定めることを目的とする。</p> <p>（委任）</p> <p>第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1) 学校教育又は社会教育の基本方針を定めること。</p> <p>(2) 学校その他の教育機関の設置、廃止及び移管を決定すること。</p> <p>(3) 重要な教育財産の取得及び処分に係る計画を決定すること。</p> <p>(4) 教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免、転補等を行うこと。</p> <p>(5) 県費負担教職員の定期異動並びに市立小中特別支援学校の校長及び教頭の任免、転補等の人事の内申並びに市立小中特別支援学校の主任等の任免を行うこと。</p>	<p>○久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則</p> <p>昭和39年12月15日 久留米市教育委員会規則第12号</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第1項の規定に基づき久留米市教育委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務の一部を教育長に委任し、または臨時に代理させる事項を定めることを目的とする。</p> <p>（委任）</p> <p>第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1) 学校教育又は社会教育の基本方針を定めること。</p> <p>(2) 学校その他の教育機関の設置、廃止及び移管を決定すること。</p> <p>(3) 重要な教育財産の取得及び処分に係る計画を決定すること。</p> <p>(4) 教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免、転補等を行うこと。</p> <p>(5) 県費負担教職員の定期異動並びに市立小中特別支援学校の校長及び教頭の任免、転補等の人事の内申並びに市立小中特別支援学校の主任等の任免を行うこと。</p>

- (6) 事務局職員及び学校その他の教育機関の職員の懲戒に関すること。
- (7) 県費負担教職員の賞罰、整理及び服務の監督に関する一般方針を定めること。
- (8) 重要な工事の計画を決定すること。
- (9) 委員会に関する規定の制定又は改廃を行うこと。
- (10) 議会の議決を経るべき委員会関係の議案について市長の求めに応じ、意見の申出をすること。
- (11) 法令及び条例に基づき委員を委嘱すること。
- (12) 教育職員の研修の基本方針を定めること。
- (13) 小学校及び中学校の通学区域の設定及び変更を決定すること。
- (14) 教科用図書を選択すること。
- (15) 学校の給食及び保健計画の基本方針を定めること。
- (16) 教育に関する事務の管理、執行の状況の点検及び評価並びにそれぞれの議会への報告及び公表に関すること。
- (平7教規則1・全改、平8教規則3・平11教規則7・平16教規則3・平17教規則49・平19教規則2・平20教規則3・一部改正)
- (臨時代理)
- 第3条 教育長は、緊急やむを得ないときは前条各号に掲げる事務を臨時に代理することができる。

- (6) 事務局職員及び学校その他の教育機関の職員の懲戒に関すること。
- (7) 県費負担教職員の賞罰、整理及び服務の監督に関する一般方針を定めること。
- (8) 重要な工事の計画を決定すること。
- (9) 委員会に関する規定の制定又は改廃を行うこと。
- (10) 議会の議決を経るべき委員会関係の議案について市長の求めに応じ、意見の申出をすること。
- (11) 法令及び条例に基づき委員を委嘱すること。
- (12) 教育職員の研修の基本方針を定めること。
- (13) 小学校及び中学校の通学区域の設定及び変更を決定すること。
- (14) 教科用図書を選択すること。
- (15) 学校の給食及び保健計画の基本方針を定めること。
- (16) 教育に関する事務の管理、執行の状況の点検及び評価並びにそれぞれの議会への報告及び公表に関すること。
- (平7教規則1・全改、平8教規則3・平11教規則7・平16教規則3・平17教規則49・平19教規則2・平20教規則3・一部改正)
- (臨時代理)
- 第3条 教育長は、緊急やむを得ないときは前条各号に掲げる事務を臨時に代理することができる。

<p>2 前項の規定により臨時に代理したときは、委員会にこれを報告し承認をうけなければならない。</p> <p>(重要事項の付議)</p> <p>第4条 教育長は、第2条の規定にかかわらず特に重要と認められる事項については、委員会に付議しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。</p>	<p>2 前項の規定により臨時に代理したときは、委員会にこれを報告し承認をうけなければならない。</p> <p>(委員会の会議への報告)</p> <p>第4条 教育長は、次の各号に掲げる事務の管理及び執行の状況について、当該各号に定める委員会の会議において報告しなければならない。</p> <p>(1) 会議において特に報告を求められた事務 当該求めにおいて指定された会議（指定がなされた場合は、当該求められた会議の次の会議）</p> <p>(2) 教育長に委任された事務のうち重要と認められるもの 当該事務の処理を終了した後最初に招集される会議</p> <p>(重要事項の付議)</p> <p>第5条 教育長は、第2条の規定にかかわらず特に重要と認められる事項については、委員会に付議しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。</p>
--	---

久留米市教育委員会事務局組織規則（昭和44年教育委員会規則第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○久留米市教育委員会事務局組織規則</p> <p>昭和44年4月1日 久留米市教育委員会規則第1号</p> <p>平成25年3月26日教育委員会規則第2号</p> <p>久留米市教育委員会事務局組織規則（昭和39年久留米市教育委員会規則第8号）の全部を改正する。</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）<u>第18条第2項の規定</u>に基づき久留米市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の内部組織及び事務分掌について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（昭49教規則7・平19教規則2・一部改正）</p> <p>（指導主事等の設置）</p> <p>第6条 <u>法第19条第2項の規定により、教職員課に人事管理主任を、</u></p>	<p>○久留米市教育委員会事務局組織規則</p> <p>昭和44年4月1日 久留米市教育委員会規則第1号</p> <p>平成25年3月26日教育委員会規則第2号</p> <p>久留米市教育委員会事務局組織規則（昭和39年久留米市教育委員会規則第8号）の全部を改正する。</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）<u>第17条第2項の規定</u>に基づき久留米市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の内部組織及び事務分掌について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（昭49教規則7・平19教規則2・一部改正）</p> <p>（略）</p> <p>（指導主事等の設置）</p> <p>第6条 <u>法第18条第2項の規定により、教職員課に人事管理主任又は</u></p>

学校教育課に指導主幹、指導主任及び指導主事を、人権・同和教育課に指導主事を置く。

- 2 指導主幹は主幹とし、人事管理主任及び指導主任は課長補佐とし、指導主事は主査とする。

(平14教規則2・全改、平17教規則50・一部改正、平19教規則2・旧第5条繰下・一部改正、平23教規則2・平25教規則2・一部改正)

(職務権限)

第7条 部長、担当部長、次長、担当次長、課長、所長、主幹、課長補佐及び主査は、それぞれ上司の命を受けてその所管事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

- 2 所属職員の事務分担は、市職員の例により、次長又は課長等が定める。

(昭52教規則1・全改、昭61教規則2・平元教規則5・平9教規則4・平11教規則7・平16教規則3・平17教規則20・一部改正、平19教規則2・旧第6条繰下、平23教規則2・一部改正)

(教育長職務代行者)

第8条 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、部長が教育長の職務を行う。

(昭58教規則1・全改、平9教規則4・一部改正、平19教規則2・旧第7条繰下)

人事管理主事を、学校教育課に指導主幹、指導主任及び指導主事を、人権・同和教育課に指導主任又は指導主事を置く。

- 2 指導主幹は主幹とし、人事管理主任及び指導主任は課長補佐とし、人事管理主事及び指導主事は主査とする。

(平14教規則2・全改、平17教規則50・一部改正、平19教規則2・旧第5条繰下・一部改正、平23教規則2・平25教規則2・一部改正)

(職務権限)

第7条 部長、担当部長、次長、担当次長、課長、所長、主幹、課長補佐及び主査は、それぞれ上司の命を受けてその所管事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

- 2 所属職員の事務分担は、市職員の例により、次長又は課長等が定める。

(昭52教規則1・全改、昭61教規則2・平元教規則5・平9教規則4・平11教規則7・平16教規則3・平17教規則20・一部改正、平19教規則2・旧第6条繰下、平23教規則2・一部改正)

(削除)

<p>(準用規定)</p> <p>第9条 この規則に定めるもののほか、職員の任用、職種、勤務、分限、賞罰、給与その他の身分取扱いに関しては、市職員の例による。</p> <p>(昭62教規則2・全改、平19教規則2・旧第8条繰下・一部改正)</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p>(準用規定)</p> <p>第8条 この規則に定めるもののほか、職員の任用、職種、勤務、分限、賞罰、給与その他の身分取扱いに関しては、市職員の例による。</p> <p>(昭62教規則2・全改、平19教規則2・旧第8条繰下・一部改正)</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>
---	---

【別記1】

現行

組織		分掌事務
部	課等	
教育部	(次長)	<p>(1) 教育行政の総合企画及び調整に関すること。</p> <p>(2) 教育委員会の所掌に係る予算調整並びに部に属する予算及び事業に関する事務の総括に関すること。</p> <p>(3) 教育委員会の会議に関すること。</p> <p>(4) 教育委員会に関する規則、規程、告示等に関すること。</p> <p>(5) 職員（教職員を除く。）の給与に関すること。</p> <p>(6) 公印の管理に関すること。</p> <p>(7) 部に属する情報の公開に関すること。</p> <p>(8) 部に属する個人情報の開示、訂正、削除及び目的外利用等の中止に関すること。</p> <p>(9) 労働安全衛生の総括に関すること。</p> <p>(10) 部に属する情報化推進の総括に関すること。</p> <p>(11) 部に属する公益通報者保護に関すること（外部の労働者からの通報に限る。）。</p>
	学校施設課	<p>(1) 教育施設の取得、処分及び管理の計画に関すること。</p> <p>(2) 教育施設建築の調査、設計及び監督に関すること。</p> <p>(3) 教育施設の維持管理に関すること。</p>
	教職員課	<p>(1) 教職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> (2) 教員の免許状の申請手続に関すること。 (3) 学級編制に関すること。 (4) 教職員団体等に関すること。 (5) 教職員（外部の労働者としての通報を除く。）からの公益通報者保護に関すること。
<p>学校教育課</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校教育の計画及び指導に関すること。 (2) <u>教職員研修の総括調整に関すること。</u> (3) 学校人権・同和教育に関すること。 (4) 教科用図書の採択及び無償給与に関すること。 (5) 就学事務に関すること。 (6) 通学区域に関すること。 (7) 教材教具に関すること。 (8) 久留米市奨学金に関すること。 (9) 学校の事務管理の総括に関すること（他課が所管するものを除く。）。 (10) 学校施設（高等学校施設を除く。）の使用許可に関すること。
<p>学校保健課</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校保健及び衛生に関すること。 (2) 就学援助に関すること。 (3) 児童生徒に係る災害共済に関すること。 (4) 学校災害賠償補償保険に関すること。 (5) 学校給食に関すること。
<p>学校給食共同</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 中央学校給食共同調理場に関すること。

	調理場	(2) 田主丸学校給食共同調理場に関する事。
	人権・同和教育課	(1) 人権・同和教育の計画及び指導調整に関する事。 (2) 学校教育における人権・同和教育の推進に関する事。 (3) 人権・同和教育担当者の育成に関する事。

改正後(案)

組織		分掌事務
部	課等	
教育部	(次長)	(1) 教育行政の総合企画及び調整に関する事。 (2) 教育委員会の所掌に係る予算調整並びに部に属する予算及び事業に関する事務の総括に関する事。 (3) 教育委員会の会議に関する事。 (4) 教育委員会に関する規則、規程、告示等に関する事。 (5) 職員(教職員を除く。)の給与に関する事。 (6) 公印の管理に関する事。 (7) 部に属する情報の公開に関する事。 (8) 部に属する個人情報の開示、訂正、削除及び目的外利用等の中止に関する事。 (9) 労働安全衛生の総括に関する事。 (10) 部に属する情報化推進の総括に関する事。 (11) 部に属する公益通報者保護に関する事(外部の労働者からの通報に限る。)
	学校施設課	(1) 教育施設の取得、処分及び管理の計画に関する事。

	<ul style="list-style-type: none"> (2) 教育施設建築の調査、設計及び監督に関すること。 (3) 教育施設の維持管理に関すること。
教職員課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 教職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。 (2) 教員の免許状の申請手続に関すること。 (3) 学級編制に関すること。 (4) 教職員団体等に関すること。 (5) 教職員（外部の労働者としての通報を除く。）からの公益通報者保護に関すること。
学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校教育の計画及び指導に関すること。 (2) 学校人権・同和教育に関すること。 (3) 教科用図書の採択及び無償給与に関すること。 (4) 就学事務に関すること。 (5) 通学区域に関すること。 (6) 教材教具に関すること。 (7) 久留米市奨学金に関すること。 (8) 学校の事務管理の総括に関すること（他課が所管するものを除く。）。 (9) 学校施設（高等学校施設を除く。）の使用許可に関すること。
学校保健課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校保健及び衛生に関すること。 (2) 就学援助に関すること。 (3) 児童生徒に係る災害共済に関すること。 (4) 学校災害賠償補償保険に関すること。

	(5) 学校給食に関すること。
学校給食共同調理場	(1) 中央学校給食共同調理場に関すること。 (2) 田丸学校給食共同調理場に関すること。
人権・同和教育課	(1) 人権・同和教育の計画及び指導調整に関すること。 (2) 学校教育における人権・同和教育の推進に関すること。 (3) 人権・同和教育担当者の育成に関すること。

【別記2】

現行

事務所	組織	分掌事務
		<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校教育に係る主要事業及び地域振興基金の調整に関すること。 (2) 後援申請の受付及び主管課への送付に関すること。 (3) 教育相談の受付、対応及び主管課への報告に関すること。 (4) 情報公開の請求の連絡、調整に関すること。 (5) 個人情報開示、訂正、削除及び目的外利用等の中止の請求の連絡、調整に関すること。 (6) 就学児健康診断に関すること。 (7) 就学事務及び就学援助に係る申請の受付に関すること。 (8) 学校施設の使用許可に関すること。 (9) 学校教育における人権・同和教育の推進に関すること。

改正後(案)

事務所	組織	分掌事務
	<p>(1) <u>学校教育に係る主要事業の調整</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(2) 後援申請の受付及び主管課への送付に関する<u>こと</u>。</p> <p>(3) 教育相談の受付、対応及び主管課への報告に関する<u>こと</u>。</p> <p>(4) 情報公開の請求の連絡、調整に関する<u>こと</u>。</p> <p>(5) 個人情報報の開示、訂正、削除及び目的外利用等の中止の請求の連絡、調整に関する<u>こと</u>。</p> <p>(6) 就学児健康診断に関する<u>こと</u>。</p> <p>(7) 就学事務及び就学援助に係る申請の受付に関する<u>こと</u>。</p> <p>(8) 学校施設の使用許可に関する<u>こと</u>。</p> <p>(9) 学校教育における人権・同和教育の推進に関する<u>こと</u>。</p>	

教育委員会後援事業等に関する報告

H272.14からH27.3.20受付分まで

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
1	平成27年5月9日(土)～平成28年2月6日(土)のうち10日間	特別支援教育COREセミナーと相談会	連携サポートくるめりい	久留米リサーチセンタービル	後援★	学校教育課
2	平成27年3月13日(金)	西日本新聞春休み特別版2015	株式会社西日本新聞社		後援★	学校教育課
3	平成27年7月20日(月)～平成27年8月18日(火)合計9回	2015夏 小学生「Summer CAMP in 能古島」「English Camp in 能古島」	能古島青少年育成協会	福岡市西区能古(能古島)島内および、このしまアイランドパーク内	後援	学校教育課
4	平成27年7月4日(土)～平成27年8月29日(土)合計6回	2015夏 中学生「Summer CAMP in 能古島」	能古島青少年育成協会	福岡市西区能古(能古島)島内および、このしまアイランドパーク内	後援	学校教育課
5	平成27年3月22日	平成26年度福岡県立三潴高等学校和太鼓部 第2回卒業記念公演	福岡県立三潴高等学校	久留米市城島総合文化センター	後援★	生涯学習推進課
6	平成27年4月20日～6月10日、8月6日	「夾竹桃物語ーわすれてごめんね」絵画・書道・読書感想文コンクール2015	「夾竹桃物語ーわすれてごめんね」絵画・書道・読書感想文事務局	リーガロイヤルホテル広島	後援★	生涯学習推進課
7	平成27年5月15日	DRUM TAO 2015 久留米公演	株式会社テレビ西日本	石橋文化ホール	後援	生涯学習推進課
8	平成27年4月26日	皇風煎茶禮式 九州大会	皇風煎茶禮式宗家	大濠公園日本庭園内茶室、グランドハイヤット福岡	後援★	生涯学習推進課
9	平成27年5月16日、17日	筑後川ー竹・筏・夢プロジェクト	筑後川ー竹・筏・夢プロジェクト実行委員会	筑後川(片の瀬～水天宮)、くるめウス前河川敷	後援	生涯学習推進課
10	平成27年3月15日	子育てセミナー	家庭倫理の会久留米市	サンライフ久留米	後援	生涯学習推進課
11	平成27年4月4日	子ども英語教室	Kids Brown 子ども英語荒木教室	自宅横(久留米市荒木町白口2568-1)	後援★	生涯学習推進課

平成27年第1回(3月)久留米市議会一般質問回答要旨

質問一覧(教育部関連)

質問議員	質問内容
<代表>	
佐藤 晶二 議員	学力の向上と不登校をなくす対策について
堀田 富子 議員	女性と子どもの貧困について (1) 教育の支援について
	地方教育行政の組織及び運営に関する法律について (1) 市長と教育委員会の関係について (2) 市長と新教育長の関係について (3) 総合教育会議について
石橋 力 議員	格差社会における教育と子供の貧困について
<個人>	
甲斐 征七生 議員	就学援助拡充について 学校給食費の無償化について 教職員の残業について

(教育部関係・発言順)

代表

【質問議員】佐藤 晶二 議員

【質問要旨】学力の向上と不登校をなくす対策について(学力について)

【質問趣旨】○ 学力を向上させ全国平均以上という目標を達成するためには、人員や財源で思い切った手当てが必要ではないか。

【回答要旨】1 これまでの学力向上施策の評価と課題について

平成26年度の久留米市学力実態調査では、小学校においては、6年生の国語科で全国平均正答率を上回るとともに、2年生から5年生までの国語科と算数科、及び6年生の算数科についても全国平均正答率との差が縮まり、昨年度より改善傾向が見られました。

その要因として、各学校において、校内研修を基盤とした授業改善の取組や、補充学習、放課後学習が着実に進められてきたことがあげられます。

一方で、家庭で学習をしない児童生徒の割合や学力低位層の割合が依然として全国平均と比べて高いことや、中学校において全国平均正答率との差が開いている現状や課題が明らかになり、学校の授業と結んだ家庭での学習習慣定着や学力低位層への施策の充実が必要であると考えております。

2 今後の取組について

夏の高温化対策として実施しました小中学校への空調機の設置を受け、平成27年度から全小中学校、特別支援学校の夏季休業期間を1週間短縮することとしました。このことで生みだされる時間を活用し、個に応じた指導の充実等の教育活動の充実を図

り、学力向上の取組をより一層進めていきたいと考えております。

また、中学校の学力向上については、数学学力向上プロジェクト（H25.3.7 発足）に続いて国語学力向上プロジェクト（H27.2.27 発足）を立ち上げ、授業改善やより学力向上につながる効果的な指導法を研究し、その成果を全校に広げていきます。

加えて、学力実態調査の結果を活用した研修会の企画・運営や、家庭学習課題の計画的作成を通じた学習習慣定着を図るための学力向上コーディネーターの専任化に向けた予算を本議会にお願いしているところでございます。このように人員面において、学校の組織体制を充実する施策を展開し、各学校の課題に応じた組織的な学力向上の取組を推進していきたいと考えております。

【質問議員】佐藤 晶二 議員

【質問要旨】学力の向上と不登校をなくす対策について（不登校について）

【質問趣旨】○ 不登校については、ゼロに近づけることが必要であり、発生を抑える対策が必要ではないか。

○ 不登校をなくす具体策を増やすべきではないか。

【回答要旨】1 本市における不登校児童生徒の現状について

次に、不登校をなくす対策についてお答え申し上げます。ご質問の中にありましたが、川崎市で中学1年生の男子生徒が殺害されるという、大変痛ましく、あってはならない事件が発生いたしました。残念で遺憾な思いで一杯でございます。市教育委員会としまして、国や県の対応を注視しますとともに、今後更に、いじめ・不登校問題の早期発見・早期対応の取組を強化していく考えでございます。

平成25年度の不登校児童生徒数は、小中学校合わせて327人で、前年度と比べ22人減少しました。平成26年度においては1月現在で前年同月と比べて46人減少し、全国や県で不登校数が増加傾向にある中、本市における不登校対策は、一定の成果をあげつつあると考えております。

しかし、平成25年度の不登校児童生徒のうち、170人が新たに不登校となった児童生徒であり、この現状から不登校を新たに生まない取組が極めて重要であると認識しております。

2 不登校を生まない取組について

市教育委員会としましては、不登校を生まない取組を進めるにあたり、「早期発見・早期対応」を基軸とし、各学校に対し、生活アンケートを毎月実施し、学級や部活動等での人間関係を把握するとともに、定期的に教育相談や個人面談等を行い、児童生徒の状況理解に努め、不登校を予防するよう指導しております。小学校15校に生徒指導サポーターを、中学校11校に校内適応指導教室助手を配置し、不登校の未然防止を図っております。加えて、市教育委員会にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを常駐し、児童生徒・保護者へのカウンセリングや医療、福祉サービスに関する情報提供や関係機関への紹介を行うなど、不登校を生まないための学校の取組を支援しているところです。

このような取組の結果、新たに不登校となった児童生徒数は、本年度1月現在で、前年同月と比べて39人減少しており、その発生に一定の歯止めをかけることができてきた

と考えております。

今後とも、市教育委員会といたしましては、個々の児童生徒が「分かる・できる」を実感したり、お互いのよさを認め合って学びあえる授業、良好な人間関係を育む部活動の充実、すべての児童生徒に役割や出番がある学校行事の実施等、「安心でき、自己存在感や充実感を感じられる」学校づくりを強力に指導・支援していく考えであります。

4 不登校をなくす取組について

来年度、教育委員会に常駐するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを増員して教育相談の体制強化を予定しています。それにより、スクールカウンセラー等を活用した校内研修の実施、一人一人の状況把握と理解にもとづく支援の充実、生徒指導サポーター、校内適応指導教室助手等との情報共有による早期発見・早期対応等、不登校を生まない取組や復帰への取組をさらに徹底させていきたいと考えております。

【質問議員】堀田 富子 議員

【質問要旨】女性と子どもの貧困について

(1)教育の支援について

【質問趣旨】家庭環境や貧困による教育格差がある地域・学校に対しては特段の配慮が必要と考えるが、どのような取組をするのか。

【回答要旨】平成26年3月に出版された文部科学省委託研究「平成25年度全国学力・学習状況調査の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究」の報告書によると、保護者の所得や学歴といった家庭の社会経済的背景と学力との間に強い相関が見られることが明らかになりました。

また、社会経済的背景が不利な環境においても学力向上に効果を上げている学校の特徴として、家庭学習の指導が充実していること、小中学校間で学習規律、生活規律面や教育課程での系統性が図られていること、基礎基本の徹底と少人数指導、ティームティーチング、習熟度別指導を導入していること等があげられております。

加えて、家庭での生活習慣や読書、家庭学習に関する働きかけが子どもの学力に影響を与えていることが明らかになっております。

そのため、本市におきましては、これまで以上に、各学校における個に応じた指導や補充学習充実のための支援、小中学校間の学習内容や学習の進め方等の円滑な接続による学習適応のための連携の推進、落ち着いた学ぶ学校環境づくり等に取り組んでいきたいと考えます。

併せて、生活習慣や家庭学習、読書が学力に及ぼす影響の大きさを考慮して、家庭と連携した自発的・自主的な学習習慣や読書習慣の形成の取組を強化していきたいと考えます。

さらに今後の取組として、小学校においては、きめ細かな少人数授業のための講師を配置する学校を、一律ではなく学力の課題を加味して選考するなど事業の重点化を計画しています。また、中学校においては、基礎的・基本的な学習内容の定着が必要な生徒に対して新たな学習支援を行う事業を考えております。具体的には、平成27年度5月より、放課後に学校外において、平日週2回程度、無料の学習塾を開き、復習

中心の内容で基礎力の定着を図ります。初年度は、モデル校区を1ヵ所選定し試験的に導入、将来的には全市に広げたいと考えております。

これらの「くめ学力アップ推進事業」を新規に予算計上させていただき、社会的背景が厳しい児童生徒に対しても効果的な学力向上方策を講じていきたいと考えております。

【質問議員】堀田 富子 議員

【質問要旨】地方教育行政の組織及び運営に関する法律について

(1) 市長と教育委員会の関係について

【質問趣旨】改正後は市長と教育委員会の関係はどのように変わるのかお尋ねしたい。

【回答要旨】1. 新たな教育委員会制度について

教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長と教育委員会との連携の強化を図るため、改正後の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が、平成27年4月1日から施行されます。

2. 市長と教育委員会の関係について

今回の制度改正で、教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」が設置され、教育行政の責任者としての教育長の立場が明確化されます。加えて、首長においても、直接、新「教育長」を任命することから、その任命責任が明確化されることとなります。また、首長の教育に関する基本的な方針となる「大綱」を策定することや、教育委員会と協議・調整を行う場である「総合教育会議」を設置することなどが義務付けられ、今後は教育行政における首長の責任がより明確になります。

しかしながら、制度改正後も、教育委員会は教育行政を自らの責任と権限において、管理執行する執行機関であり、教育委員会の職務権限は変更されないことから、公立学校の管理や教職員の人事、また、教科書に関すること等、教育委員会の所掌に係る事務は、引き続き教育委員会の合議に基づいて執行されることとなります。

【質問議員】堀田 富子 議員

【質問要旨】地方教育行政の組織及び運営に関する法律について

(2) 市長と新教育長の関係について

【質問趣旨】制度改正後、市長は教育長に職務命令を出せるようになるのか、お尋ねしたい。

【回答要旨】1. 市長と新「教育長」の関係について

新「教育長」は首長が直接任命するため、首長の任命責任が明確化されます。一方で、新「教育長」は、首長から独立した執行機関である教育委員会の構成員かつ代表者となり、合議体である教育委員会の意思決定に基づいて、教育行政の事務をつかさどることとなります。したがって、教育委員会の所掌の事務について、首長が新「教育長」に対して職務命令を行うことはできないこととなっております。

しかしながら、今回設置します「総合教育会議」での協議や、首長の教育に関する基本的な方針となる「大綱」の策定を通じて、市と教育委員会が一体となって教育施策を進める体制ができることとなります。今後は、これまで以上に教育委員会と連携

し、教育と福祉、教育と地域振興等との連携を密接に図りながら、久留米市の総合的な施策の推進を図っていききたいと考えております。

【質問議員】堀田 富子 議員

【質問要旨】地方教育行政の組織及び運営に関する法律について

(3) 総合教育会議について

【質問趣旨】総合教育会議において協議・調整できる事項とできない事項について具体的にお尋ねいたしたい。

【回答要旨】1. 総合教育会議の設置について

今回の法改正により首長と教育委員会が、相互の連携を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政を推進していくため、地方公共団体に総合教育会議の設置が義務付けられました。

この総合教育会議は、首長主権のもと、首長と教育委員会により組織され、本市の場合は、市長と教育長及び5人の教育委員がその構成員となります。

2. 総合教育会議での協議・調整事項について

総合教育会議は、「大綱」の策定や教育の重点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき措置等について協議・調整する場であり、首長の権限に関わる予算や条例提案等に加え、保育や福祉等に関わる事項等について協議・調整を行うほか、教育委員会の権限に属する事項の方針についても協議を行うことができます。一方、教科書の採択や個別の教職員の人事等については、特に政治的中立性の要請が高い事項であり、協議できないものとされております。

このような今回の法改正の趣旨に照らし、設置後の会議運営にあたっては、総合教育会議が首長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議・調整の場という位置付けを十分踏まえるとともに、これまで以上に相互連携を図りながら取り組んでいきたいと考えております。

【質問議員】石橋 力 議員

【質問要旨】格差社会における教育と子供の貧困について

【質問趣旨】○ 格差社会における教育の機会均等の重要性について、どのように認識しているのか
○ 子どもの貧困と、貧困の負の連鎖にどう対処していくのか。

【回答要旨】格差社会における教育の機会均等の重要性について

平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、8月に「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。大綱では、子どもたちの成育環境を整備するとともに、教育を受ける機会均等等の子どもの貧困対策に取り組むことの必要性があげられています。

また、昨年3月に出された文部科学省委託研究「平成25年度全国学力・学習状況調査の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究」の報告書によると、保護者の所得や学歴といった家庭の社会経済的背景と学力との間に強い相関関係が見られることが明らかになりました。

このようなことから、子どもたちの将来が生まれ育った環境等に左右されることな

く、等しく教育の成果が得られるよう教育の機会均等を確保し、義務教育における経済支援の在り方も含めて、どの子ども個性や能力を発揮して学ぶことができる環境を整えていくことが、大変重要であると認識しております。

子どもの貧困と、貧困の負の連鎖への対応について

「子供の貧困対策に関する大綱」に示された教育の支援においては、学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置付けて、特に学校の役割として、子どもたちの学力保障と学校を窓口とした福祉関連機関との連携に力を入れていく必要性があげられています。

本市における学力保障の取組は、学校における日常の授業改善に加え、少人数での課題別や習熟度別授業、夏季休業中の補充学習、学習習慣定着のために学生や地域ボランティアを活用した放課後学習等を行い、地域学校協議会を通じた家庭との連携や各校区の学童保育所との連携等を深めながら、学力低位層への働きかけも強めてきたところです。

また、市教育委員会では、教育相談チーム8名のうちスクールソーシャルワーカー2名が学校を窓口とした福祉関連機関との連携の支援にあたっています。スクールソーシャルワーカーの相談件数は、平成25年度には90ケースでしたが、平成26年度は12月末段階で95ケースと前年度を上回っており、100件を超えるケース会議を開催する等、学校からのニーズが高まってきております。

今後は、児童生徒の学力や学習状況、生活背景等から必要な支援を把握し、各学校における個に応じた指導や支援をさらに充実させるとともに、学校、児童生徒、保護者がスクールソーシャルワーカーをさらに活用しやすくするための「活用の手引」及び「紹介リーフレット」を各学校に配布し、福祉関連機関との連携が図られるように支援を行ってまいります。このように子どもの貧困に対する学校をプラットフォームとした対策を進めていきたいと考えています。

個人

【質問議員】 甲斐 征七生 議員

【質問要旨】 就学援助拡充について

- 【質問趣旨】 ○ 就学援助制度の拡充としてクラブ活動費、生徒会費、PTA会費を準要保護児童生徒に対する支給費目に追加すべきではないか。
- 新入学児童生徒学用品費については、3月に前倒しして支給している市（福岡市）もあると聞いているが、久留米市でも実施できないか。
- 国の生活保護基準の引き下げや消費税の増税の影響は、どうなっているのか。

【回答要旨】 3費目（クラブ活動費、生徒会費、PTA会費）の追加について

就学援助制度について、国は、平成22年度に、生活保護制度の適用を受ける要保護児童生徒に対するクラブ活動費、生徒会費、PTA会費の3費目を補助対象項目に追加しましたが、準要保護児童生徒に対する国の財政支援としては、交付税として一般財源化されており、必要経費の一部を補う額にすぎない状況であります。こうしたことから、3費目の追加には、大きな財政負担が見込まれるため、全国中核市で実施している5市においても、3費目の一部を追加するに留まっております。

就学援助制度は、義務教育における最も基礎的な経済支援であり安定的な運用を図っ

ていく必要がありますので、現在の制度を維持していきたいと考えております。

新入学児童生徒学用品費の入学前の3月支給について

新入学児童生徒学用品費の支給につきましては、入学後に在籍を確認したうえで支給しております。児童生徒が入学する前に前倒し支給することは、入学予定者に支給することとなるため、他市へ転出した場合の対応や学校、幼稚園、保育園との確認・調整、就学援助システムの改修など、多くの課題が想定されます。

そうした中、全国中核市においては、現在導入実績はありませんが、政令市では福岡市が初めて、前倒し支給を予定していると報道されておりますので、その実施方法等を調査したいと考えております。

国の生活保護基準の引き下げや消費税増税の影響について

本市の就学援助認定の基準としております生活保護基準について、国は平成25年8月と平成26年4月に段階的に引き下げを行っておりますが、本市では、これまでの認定者に影響がでないように、平成25年8月の引き下げ前の基準を維持しております。なお、平成26年4月からの消費税の増税に際しましても、支給単価を3%増額し対応しているところであります。

【質問議員】 甲斐 征七生 議員

【質問要旨】 学校給食費の無償化について

【質問趣旨】 平成27年度から小・中学校で、給食費の値上げが予定されている。市の方針として「全国トップクラスの子育てしやすいまちを目指す」とのことから、給食費の無償化を行うべきと考えるが、今回の値上げに際して、値上げ額の助成を行う考えはないのか。値上げ部分については市で助成するという検討はしなかったのか。

【回答要旨】 学校給食について

現在の学校給食費については、小学校が平成10年、中学校が平成11年に改定後、物価価格の上昇に対し、これまで、献立の工夫などを行い、給食費の額を維持して提供してきましたが、現行の給食水準を維持することが非常に困難な状況となりました。

そこでこれまでの美味しく栄養バランスの整った給食を提供し続けるため、今回、4月からの給食費の改定により、月額で500円増の負担をしていただく予定となっております。

ただし、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対しては、給食費の実費額を援助できる就学援助制度において、対応を考えているところでございます。

また、学校給食費の無償化については、福岡県市長会等を通じて、国に対して引き続き要望していきたいと考えております。

値上げ部分の市の助成について

給食費の改訂については、小・中の学校長代表やPTA代表等で構成された「久留米市学校給食費改定検討委員会」において、適正な給食費の額について4回の会議で、慎重に検討・協議が行われたところです。改定につきましては、全国の平均くらいに値上げをすれば、次に予定されている消費税などにおいても対応できる、5年後の将来を見据えた会定額にした方がいいなど、色々な意見がありましたが、値上げすることにつ

いては、全委員異論はありませんでした。

【質問議員】 甲斐 征七生 議員

【質問要旨】 教職員の残業について

【質問趣旨】 教職員の超過勤務等の状況とその内容について。

【回答要旨】 1 教職員の超過勤務の実態について

久留米市の教職員の超過勤務の実態としては、1月当たり80時間を超えた教職員は、平成23年度は14人、平成24年度は27人、平成25年度は24人という状況になっております。市教育委員会としましては、超過勤務者がいる学校に対して、産業医による面接を促したり、校務分掌を見直し業務量の調整を図ったりするよう指導・助言を行っているところです。

また、これまで月1回全市で実施の定時退校日に加えて、さらに月1回の定時退校日を各学校の実情に応じて設定したり、諸会議の効率的な運営や定例化、ICT活用による成績処理や学級会計管理等の事務負担の軽減に努めたりするなど、超過勤務の縮減に向けて取り組んでいるところです。

平成27年第1回(3月)久留米市議会一般質問回答要旨
質問一覧(市民文化部関連)

質問議員	質問内容
<個人>	
石井 秀夫 議員	4 宝の山高良山整備と地域密着観光について
森 多三郎 議員	3 各種スポーツ大会について (1) 久留米ロードレースと福岡県民体育大会について

個人

【質問議員】 石井 秀夫 議員

【質問要旨】 4 宝の山高良山整備と地域密着観光について

【質問趣旨】 ①高良大社の修理支援の状況はどうか。また、観光バス道路の樹木伐採、吉見嶽城周辺の環境整備、公衆トイレの設置など要望を行ってきたが、その対応状況はどうか。
②地域密着観光事業を推進するにあたっての支援について、どのように考えているか。

【回答要旨】 1. 基本的な考え方

高良山は、久留米市内全域から望むことができるシンボリックな場所であり、市としましては、豊かな歴史・文化・自然を育む地域の魅力ある重要な観光資源と考えております。

2. 高良大社修理について

高良大社の修理は、平成27年度から3カ年をかけ、本殿の屋根葺き替えなど大掛かりな修理を予定されております。これにつきましては、国の重要文化財に指定されていることから、市も支援を行うこととしております。

3. 樹木伐採など要望事項の対応状況について

車道にかかる樹木の伐採等につきましては、近年道路脇の樹木が生い茂り、通行する大型バスに枝が接触する状況となっている場所がございますので、安全で快適な通行ができるよう、土地の所有者や道路を管理する県土整備事務所とも充分協議の上、可能な限りの整備を行ってまいります。あわせて、吉見嶽城(よしみだけじょう)周辺や高良山の登山道など、本来の良好な景観や散策環境が損われている市有地は、改善整備を検討していきたいと考えております。

さらに、高良大社参道入口付近におけるトイレの整備につきましては、地域の皆様が主体となって、前向きに検討をされていらっしゃるのと伺っておりますので、地域の皆様と協議を進めながら、支援を行っていききたいと考えているところです。

4. 地域密着観光事業における支援について

このように、高良山を中心に、周辺環境整備の取り組みが着実に進む中、御井校区では、ボランティアガイドの活動や、地域の皆様によるあじさい祭り、紅葉狩りといったイベントの開催、さらには、高良山をはじめとした、地域の魅力を発信するための散策マップづくりなど、地域密着観光事業にも積極的に取り組んでいただいております。

市としましては、地域や関係団体の皆様と意見交換を行うなどの気運づくりに努めるとともに、キラリ輝く市民活動活性化補助金を活用した事業支援や、観光アドバイザーの派遣を行っているところです。

5. 今後の方針について

今後は、地域の皆様とともに、豊かな自然と景観に育まれた耳納北麓エリアの玄関口である高良山の魅力を最大限に活かし、このエリアを散策やウォーキング、サイクリングなどで周遊していただけるようなルートづくりに取り組むなど、地域密着観光のさらなる推進に努めてまいります。

【質問議員】 森 多三郎 議員

【質問要旨】 3 各種スポーツ大会について

(1) 久留米ロードレースと福岡県民体育大会について

【質問趣旨】

- ・久留米ロードレース大会では、関門閉鎖を無くすか、時間延長をしたら、もっと参加者が多くなると思うが、考え方を聞きたい。
- ・福岡県民体育大会で久留米市は、例年3位や4位であるが、優勝争いをしてもおかしくないと思うが、その選考基準は、どうなっているのか。また、伝統あるこの大会を知っている人が少ない、もっと周知すべきではないか。

【回答要旨】 (久留米ロードレースについて)

1. 開催目的

久留米ロードレース大会は、参加資格を日本陸上競技連盟登録競技者とした陸上の長距離競技の登竜門で、長距離ランナーの育成を目的としております。また、コースを市街地にすることで多くの市民の目にふれることから、市民のスポーツ振興に大変有意義なものであると考えております。

2. 現在の状況

しかしながら、この大会のような公道を走るロードレースでは、円滑な一般交通の確保、参加者の安全を図る必要があります。警察との協議の中で関門閉鎖いわゆる通過制限時間が設定されているところでございます。

今年1月に開催されました第34回久留米ロードレース大会では、公認10kmのロードレースで通過制限時間を設定しており、第1関門は、4.65km地点で先頭通過後5分、第2関門は6km地点で先頭通過後6分の計2箇所設けております。

3. 今後の取り組み内容

ご指摘の関門閉鎖の廃止や通過制限時間の延長につきましては、この大会がタイムレースの競技会であることや、円滑な一般交通の確保も必要なことから大変厳しいものがあると考えております。議員ご存知のとおり、市内では、「筑後川マラソン大会」や「菜の花マラソン」も開催され、多くのランナーの方が参加されております。

これらの大会がより多くの参加者を得て、充実した大会となるよう、市としましても引き続き支援を行ってまいりたいと考えております。

(福岡県民体育大会について)

1. 選考基準

ご質問の福岡県民体育大会の久留米市の選考基準でございますが、夏季大会の水泳は、広く選考会参加者を募集し、選考会の結果をもとに選出しております。また、秋季大会及び冬季大会につきましては、各競技団体等から大会成績上位者を中心に推薦していただいております。平成26年度は総勢413名の選手が大会に臨んでおります。

今後につきましても、久留米市体育協会や各競技団体の皆様と連携し、人材の発掘や選手の育成、競技力向上に取り組んでまいりたいと考えております。

2. 大会の周知

大会の周知につきましては、この大会の事務局である福岡県体育協会が、ホームページやマスメディアでの広報を行っております。久留米市においても、「広報くるめ」や久留米市体育協会のホームページで県民体育大会の開催や成績を広報しており、今後とも、広報の充実や工夫を図るなど、広く福岡県民体育大会について周知してまいりたいと考えております。

平成26年度第2回久留米市社会教育委員会議の開催について

【日 時】平成27年3月23日（月）15時00分～16時20分

【会 場】久留米市教育センター 研修室

委員名簿 次頁 当日全員出席

1 委員長及び副委員長の選任

委員長 … 梶島 紀尚 氏 副委員長 … 池田 博子 氏 ※正副再任

2 議 事

(1) 平成26年度社会教育の主な事業の進捗状況について

平成26年度の取り組み状況を報告し、議論いただきました。

質疑等	<p>(1) 委嘱学級の必修科目は、マンネリ化を避け中身を充実して欲しい。</p> <p>(2) 家庭教育学級の校区の講師の選任はどのようにしているのか。</p> <p>(3) 人権のまちづくりの取り組みにおいては、女性と障害のある人に対する取組みは重点的に行って欲しい。</p> <p>(4) 子どもの読書推進にあたって、図書館は、学校図書館との連携を明確にした方がよい。</p>
回 答	<p>①参加型手法の導入やコーディネーターの派遣等を通し充実させたい。</p> <p>②校区で独自に選任しているが、市としても協議していきたい。</p> <p>③大切な視点であり、人権のまちづくりへ向け取り組んで参りたい。</p> <p>④学校連絡会議等を活用し、読書への子ども達の関心を高めていきたい。</p>
質疑等	<p>(1) 学習支援ボランティアに（久留米大学教職課程の）学生を参加させたいが、ボランティアの受け入れについては可能か。</p>
回 答	<p>①地域学校協議会や地域のボランティアを中心に参加をしてもらっているが、学生への案内もしていきたい。</p>
質疑等	<p>(1) 通学合宿における県との関係や市の取組みが知りたい。</p>
回 答	<p>①県は4泊5日で原則2年までの助成を行っている。市は久留米市子ども会連合会に対して補助金を交付し、全市を対象とした通学合宿の実施、校区や単位子ども会で行われる通学合宿への助成を行っている。</p>
質疑等	<p>(1) 生涯学習センターの利用が減少した原因は何か。</p> <p>(2) 総合型地域スポーツクラブは会員数や財政上厳しい現状にあるが、今後の市の対応を教えて欲しい。</p> <p>(3) 川崎市の事件について、久留米市にもそのような子どもがいるのか。</p>
回 答	<p>①大きな原因は、一般利用団体で活動を休止した団体があること、今後、指定管理者と協議の上、講座の見直しも図っていきたい。</p> <p>②全国的な傾向としてクラブ運営は厳しいが、地域での連絡会を通して引き続き支援をしていきたい。</p> <p>③県の指導に基づく調査の概要報告</p>

(2) 平成27年度社会教育関係団体への補助金について

社会教育団体への予算(補助金)は、社会教育委員の意見を聞くことになっており、各団体への予算額を増減理由を含め説明 (特に質疑なし 了解)

3. 報告

(1) 市立公民館等の今後の生涯学習施設に係る名称の整理統合について … 説明
(特に質疑なし)

(2) 平成27年度筑後ブロック市町村社会教育委員研修会の開催について
久留米市が27年度担当市として開催する旨報告 (特に質疑なし)

● 久留米市社会教育委員名簿

(任期：H26.12.1～H28.11.30)

区分	氏名	所属
学校教育関係者	山崎和子	久留米市小学校長会
社会教育関係者	古賀 秀心	久留米市校区まちづくり連絡協議会
	田中 幹雄	久留米市子ども会連合会
	池田 博子	久留米市女性の会婦人会連絡協議会
	野田 隆子	久留米市小中学校父母教師会連合会
	花島 紀尚	久留米市体育協会
家庭教育関係者	今村 俊浩	久留米市民生委員児童委員協議会
学識経験者	堀田 富子	久留米市議会議員
	江藤 智佐子	久留米大学
	椎山 克己	久留米信愛女学院短期大学

通学路の交通安全対策について

「久留米市通学路安全推進会議」※1の構成機関（道路管理者、警察、教育委員会等）において、「久留米市通学路交通安全プログラム」※2に基づき、今年度も以下の取組みを行った。

1. 小中学校による安全点検（H26年4～5月初）
 - 4～5月に小中学校で教職員やPTA等が通学路の安全点検を行い、その結果を教育委員会で集約。
2. 合同点検及び安全対策案の決定（H26年8～11月）
 - (1) 関係機関による協議・検討
 - ・前記1で集約した危険箇所について、警察、国・県・市の道路管理者、教育委員会で情報交換し、対策案を協議・検討。
 - ・H24、25年度の危険箇所に対策案が未定の箇所についても、再度対策案を検討。
 - ・対策済み箇所についても、学校へのアンケート等を参考に、対策効果の把握を行った。
 - (2) 現地確認が必要な箇所について、学校、道路管理者、警察、教育委員会による合同点検を実施
 - ・国道1箇所、県道7箇所、市道5箇所
 - (3) 対策案を取りまとめ
 - ・H26年度対策必要箇所 36箇所
(対策例：「学童注意」等の路面表示、カラー舗装、区画線更新など)

※ 平成27年1月末現在の対策状況

区 分	H24 年度			H25 年度			H26 年度						
	国道	県道	市道	国道	県道	市道	国道	県道	市道				
対策案 決定箇所	対策済	93	3	43	47	78	8	18	52	15	1	8	6
	対策 未実施	22	2	14	6	36	3	26	7	20	1	9	10
対策案未定箇所		2	0	2	0	3	0	2	1	1	0	0	1
計		117	5	59	53	117	11	46	60	36	2	17	17

※1 久留米市通学路安全推進会議

継続的な通学路の交通安全の確保を目的として設置。通学路の危険箇所の把握や危険箇所に対する安全対策等の検討を行う。

- 【構成機関】・久留米警察署 交通第一課 ・うきは警察署 交通課
- ・国土交通省 九州地方整備局 福岡国道事務所 交通対策課、久留米維持出張所
 - ・福岡県久留米県土整備事務所 道路課
 - ・久留米市 協働推進部 安全安心推進課、都市建設部 生活道路課、路政課
田主丸総合支所 環境建設課、北野総合支所 環境建設課
城島総合支所環境建設課、三潞総合支所 環境建設課
 - ・久留米市教育委員会

※2 久留米市通学路交通安全プログラム

「久留米市通学路安全推進会議」において策定したもので、「合同点検」「対策の検討・実施」「対策効果の把握」「対策の改善・充実」をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、継続的に通学路の安全を確保するためのプロセスをまとめたもの。

児童生徒の安全に関する緊急確認調査について

(1) 2月27日時点で、学校において7日間（授業日）以上連続して当人との連絡が取れず、生命又は身体に被害が生ずるおそれがあると見込まれるもの（類型1）

(単位：人)

区 分	男	女	計
小 学 校	0	0	0
中 学 校	0	0	0
高 等 学 校	0	0	0
特別支援学校	0	0	0
計	0	0	0

(注1) 平成27年2月27日時点で学校において7日間（授業日）以上連続して当人との連絡が取れず、生命又は身体に被害が生ずるおそれがあると見込まれる児童生徒の人数を校種別、男女別に記入すること。

(注2) 全く連絡が取れない場合のほか、家庭において本人の正確な所在を把握していないと見受けられる場合は対象となる。
なお、本人が現に学習をしている機関（適応指導教室、フリースクール等）や入院している病院、一時保護を受けている児童相談所等の関連機関を通じて連絡が取れている状態であれば対象とはならない。

(注3) 調査開始時に報告対象に該当していても、報告時までには連絡が取れ、安全が確保された場合には報告から除外すること。

(2) (1)に該当するもののほか、学校外の集団（成人が主たる構成員であると思われるものを含む。）との関わりの中で、その生命又は身体に被害が生ずるおそれがあると思われ
るものと見込まれるもの（類型2）

(単位：人)

区 分	男	女	計
小 学 校	5	0	5
中 学 校	2	1	3
高 等 学 校	0	0	0
特別支援学校	0	0	0
計	7	1	8

(注1) 平成27年2月27日時点で、①に該当するもののほか、学校外の集団（成人が主たる構成員であると思われるものを含む。）との関わりの中で、その生命又は身体に被害が生ずるおそれがあると見込まれる児童生徒の人数を校種別、男女別に記入すること。

(注2) 類型2における「生命又は身体に被害が生ずるおそれがある」については、例えば、学校外の集団との関わりに関する情報がある児童生徒について、直接的な情報にとどまらず、当該児童生徒に「身体に不自然なあざや傷がみられた」、「他人からの暴行を受けたとほめかしたことがある」、「自殺をほめかしたことがある」等の懸念される情報がある場合も含まれる。

「被害の恐れ」小中高400人

川崎事件受け 文科省、緊急調査

生命や身体に危険が及ぶかもしれない小中高生は全国に400人。川崎市川崎区の中学1年生殺害事件を受けた国の緊急調査結果が13日、公表された。文科省は同日、該当する子ども

の安全を確保するよう各学校に通知した。一方、現場からは、校外で子どもを見守ることの難しさを指摘する声があがった。

文科省はこの日の通知で、400人について学校が新たに安全確認できたら教委に報告するよう求めた。文科省は「あくまでも安全確保のための一歩で、ここからが重要だ」と説明する。調査結果は、文科省

など5府省庁の対策会議が3月中に再発防止策をまとめるのに生かすという。緊急調査は2月27、3月9日、全国の国公私立の小中学校、特別支援学校が対

象。①7日間以上連続して連絡がとれない②学校外の集団と関わりがある、の2ケースのうち、「生命や身体に被害が生じるおそれ」のある児童・生徒数を、危

険かどうか確認できない場合も含めて集計した。また、400人のうち中学生が243人を占めたことについて、文科省は「不登校や暴力行為が多いという年代的特徴を反映しているのでは」とみる。

都道府県別では大阪が65人で最も多く、東京36人、福岡29人、神奈川県と愛知が19人など都市圏が目立った。一方、秋田、愛媛など12県は一人もいなかった。

（片山健志、高野行人）

子どもは違法行為などについて県警と情報をやりとりする協定を結んでいない。渡辺直美教育長は13日、「連携強化のあり方を考える」と述べた。

政令指定市で合計人数が5番目に多い10人だった福岡市。市教委は「家庭訪問をして親が二元気です」と

把握困難 結果にばらつき

事件のあった川崎市。緊急調査の結果、該当する中学生が計11人いた。市教委によると、1人の女子中学生は家出状態。携帯電話の位置情報からおおよその所在地は分かっており、警察と連携して確認を進めているという。ほかほとんどが家出を繰り返しており、

深夜に出歩いたり、他校の生徒への暴力行為があったりした生徒もいた。市教委は「学校と警察が連携して対応にあたる事例もある」とするが、殺害された中学1年の男子生徒(13)のケースでは、この連携が十分機能しなかった。

個人情報保護の観点から、

言っても、学校や児童相談所などが子どもに会えなかったケースは全て入れた」という。合計人数29人で、47都道府県で4番目に多かった福岡県教委も「危機意識を高める狙いもあり、100%安全と言いつれない分は報告を求めた」と説明する。

一方、該当する人数を「ゼロ」とした県が12に上るなど、調査結果にはばらつきが見られた。「生命・身体に被害が生ずるおそれ」をどう解釈するか。学校や自治体によって違ふのだと思う。沖縄県教委の担当者もこう話す。政令指定市でも5市が「ゼロ」。

今回の調査結果が必ずしも実態を表していない可能性が残る。ただ、文科省は今後も継続的に実態を把握するように求めている。

繁華街などをパトロールする活動を続けるNPO法人「全国子ども福祉センター」(名古屋)の荒井和樹さん(28)は「子どもの交友関係は学校だけでは見えてこない」。無料通信アプリ「LINE(ライン)」などによって、年齢や住所も違う子ども同士が会い、「一緒に行動している」とあるという。

計	818	020	0617	054	1636	1950	0093	260	191	415	6512	220	144	000	0129	733	111	115	400																												
①	417	000	0038	0010	043	134	000	0610	2614	103	174	100	0030	000	000	116	211	1012	168																												
②	410	200	0039	0044	1233	610	000	322	3450	1248	812	011	400	000	116	211	1012	168	400																												
道	森	手	城	田	形	鳥	城	木	馬	玉	葉	京	川	湯	山	川	井	東	野	早	岡	知	重	賀	都	阪	阪	山	取	横	山	島	口	島	川	緑	知	岡	岡	崎	本	分	崎	島	根	津	計
海	北	青	岩	宮	秋	山	福	茨	栃	群	埼	千	東	神	新	直	石	福	山	長	岐	静	愛	三	茨	京	大	兵	和	鳥	岡	広	山	徳	香	愛	高	福	松	長	熊	入	宮	岡	津	合	

被害のおそれがある小中高生の人数

①は7日間以上連続して連絡がとれず、生命や身体に被害が生じるおそれがある。②は「学校外の集団との関わりの中で生命や身体に被害が生じるおそれがある」

平成27年3月14日 朝日(朝)